

云。此里人等毎年正月七日ニ観音堂ノ前ニテ田遊ト云事ヲ為ス。此事ハ別ニ記スベシ。此田遊ノ時ニ浅羽ノ柴村ヨリ供物ヲ捧来テ白山権現ニモ観音菩薩ニモ奉ルナリ。

文献二二 笠西村史要

(寺田孝太郎編『笠西村史要』)

真言宗 一等格院法多山尊永寺

古義派

由緒

抑當山ハ遠江国山名郡ニ大悲応臨ノ地アリ一山寺号ヲ 尊永寺ト名ケ、一山総号ヲ法多山ト号ス人皇四十五代 聖武天皇ノ御宇神龜年間行基大士蒙勅開基ニシテ人皇 七十二代 白河天皇同七十七代後白河天皇御而帝ノ洪 沢ヲ蒙リ御勅使御入国ノ節御寄附ノ品ト申伝ヘヲ今ニ 保護罷在候元境内ニ勅使塚ト申旧跡有之該所ニ於テ御 茶屋ヲ設立シ御饗応申上候御詠歌被遊候此所ニ石標アリト雖モ文字磨滅シ不明ニ付茲ニ記セス依テ丕ニ密教 ヲ奥シ御願ノ道場トナシ玉ヒ迦藍ヲ増修シ寺門ノ榮ヲ 極ムルコト此時ヨリ盛ナルハナシ、御鳥羽帝ノ朝ニ及 ヒテ法運漸ク世ト微ニシテ寺宇廢替殆ト半ヲ過ク干時 永祿ノ乱武田氏ノ為メニ兵火ニ罹リ僧坊寺宇等烏有ニ 帰ス此時ニ當リ寥落殆ト極メ冥護驗在シテ仏体幸ニ煙 ヲ免レ興復ヲ得テ漸次堂閣門廡厨庫ノ葺理歲月ヲ経テ一新ス茲ニ豊臣秀吉公天正十八年十二月二十八日付ニ テ境内東西五十町南北拾町貳百五十石此内六拾石本尊仏 供燈明造管料貳拾五石鎮守祭典料正五九月祭礼二十石 学頭坊參拾石一乘院外十ヶ寺ニハ一ヶ寺ニ高七石ツ、 朱璽先規通り門前諸役竹林等免除被下候国家安全武運 長久ノ懇祈怠慢ナク修業シ五ヶ年目毎ニ幕府ヘ年頭御 礼登城仕リ將軍薨去ノ節ハ御納経拜礼參府仕リ候寛政元年以來再ヒ火災ニ罹ヒ書類焼失シ先住僧侶ノ書記口 碑ニ伝ハル如ク十間四面本堂アリシカ弘化四年正月 二十八日焼失ス自今ノ本堂建物ハ去ル安政四

丁巳元年 正法院住職英弁一乘院住職延雄代飯ニ再建ス當山ノ如キハ十二坊永続仕候処御維新以來永統ノ目途無之ニ付 キ十ヶ院ヲ廢シ学頭院主ノ二ヶ院ヲ存在シ明治八年七月 月元教部省乙第九号ノ御達ニ基キ学頭正法院ノ名称ヲ廢シ一山ノ総称タル尊永寺ト改復御許可相成リ一山守 護罷在候処明治二十年十二月十一日午前六時一乘院焼 失ス元來法多ハ村名無之法多山境内住居門前ト唱ヘ戸数五十戸アリ云々

按スルニ當山原由は今ヲ距ルコト千百八十九年ノ前ニ 在リ迦藍ノ宏莊ト穆々タル境内ノ深遠ナルハ一見昔日 ヲ思フノ觀アリ尊永寺(今ハ観音堂)ニ安置スルハ厄 除正觀世音菩薩ニシテ靈顯著シク実ニ稀有ノ靈地ナリ

(中略)

長堂(本尊三十三所觀世音) 弁財天堂(本尊 弁財天)
鎮守堂(本尊阿弥陀如来) 薬師堂(本尊 薬師如来)
大師堂(弘法大師)(安政四年九月建立)
其他地藏堂及虚空藏堂(元尊永寺奥之院) 鐘樓堂(文久三年十月建立) 仁王門(寛永十七年十二月十六日建立) 等アリ

文献二三 静岡縣磐田郡誌

(『静岡縣磐田郡誌』磐田郡役所)

2 尊永寺(笠西村)

【由緒】笠西村豊沢、元法多字裏山に在り。法多山尊永寺十二坊中の一、元正法院と号す。明治九年許可を得て、一山の総称たりし尊永寺の名を冒すこととなれり。本尊は不動明王(伝へいう、弘法大師作と。)にして、紀伊国高野山釈迦文院の末寺なり。由緒書に、神龜年間本尊正觀世音の一軀を手刻の節、建立せし所にして、其の後、宗祖弘法大師立像二尺五寸不動明王の尊像彫刻あり。是れを内仏の本尊となせり。正徳二年七月二十九日、本寺より書下も有之。殊に旧幕府より朱印高二十石を賜はれり云々。

3 一乘院（笠西村）

【由緒】笠西村豊沢、元法多字裏山に在り。元法多山尊永寺十二坊の一なり。紀伊国高野山釈迦文院の末寺。本尊薬師如来は、伝へて開山行基の作なりと云ふ。聖観世音、及弘法大師の像を併安す。今尊永寺に於て兼董す。寺記に依れば、中興二世法印淳榮神君の上意を以て、本多上野介伝、長老松下常慶等列席にて学頭職仰付られ、一山寺務担当仕候。第四世有鏡寛永十七年十二月十六日二仁王門建立、其の棟札に、一乘院学頭有鏡と有之。第七世有春の時に於て、貞享丙寅年多宝塔建立。寛永七年、本堂、並諸堂宇再建。先是天文十年二月十三日、今川治輔より黒印一乘院宛にて下行。其後永禄二年四月十九日、一乘院快瑜宛黒印状あり。依之見れば是れ迄永く一山寺務担当せしこと歴然たり。天正二年七月九日勝頼の黒印、及天正三年二月二十四日小笠原弾正小弼の黒印も亦、一乘院の宛名となり居れり。豊臣秀吉公朱符二百五石の内本尊仏供料六拾石、鎮守祭祀料二十五石、学頭坊二十石、一乘院三十石、其の他の坊は各七石宛の證文、天正十八年十二月二十八日を以て頂戴、猶一乘院へ対し年始状等下賜せらる。徳川氏の時に至るも、慶長七年十二月十日付を以て朱印石高先規の通下賜し、門前・諸役・山林・竹林・等、免除さられたり。此の如き由緒を以て、毎五箇年々頭御礼登城の例あり。且將軍家薨去の節は、納経拜礼参府仕候。一山十二坊挙て観音堂を以て本堂とす。故に坊中堂宇なく只内仏本尊のみ安置す云々

文献二四 中川私考 荻原元良

〔細江町史〕資料編五

○祝田村紀元ノ事

祝田村ト名付ルハ八田ノ宿祢始住ノ地ヲ谷田ト云（今ノ谷田や是レ古名ノ今ニ存スル証也）神風抄ニ曰 祝田御厨内宮五十余町方田内宮御厨ト在リ 祝田ノ村名世人ノ了解セザル故ニ 祝部ヨリ出タル祝也ト云 左ニ非ズ民部式ニ謂フ

郡里等ノ名並用スルトキハ必取善字ト在レバ八田ノ八ヲ祝ノ善字ニ改換ヘタルヲ不知バ也 祝田ハ八田成ルコト明白ナリ八ヲ伸テ云フトキハ八ナリ 縮ムレハ八田ナリ 安ムレバ八田也八田なり

（中略）

山名郡ニ法多厄除観音アリ法多モ祝田モ八田也谷多ナリト知ル可シ蜂前ノ蜂ノ字ハ両様ニ通ズ音ハハフ 訓ハハチ也 奇々妙々ト可謂ナリ

文献二五 祝田本開請観音縁起

（尊永寺蔵）

遠江国引佐郡祝田村大御堂薬師如来者行基菩薩之正彫也年代千年に及者也 其縁記ニ云 人皇百六代之帝

後奈良院ノ御宇難波中納言と申公家有、姫君一人おハして父母早く世越去利給ふ、此故尔家門やしき衰て御身のよ流方毛奈か利し可は、乳母抱きま以ら勢て伊勢国山田尔下りて介抱し奉るに、此姫君幼稚尔満し介連と毛慈惠能心さし厚して菩提の心毛深く常尔如意 輪観世音菩薩を称念した満ひ怒、其後乳母病尔臥して終尔空しく奈利介連ハ、姫君御嘆き不浅涙尔むせびおハし玉ふ所尔容儀常奈らさる尼公一人来り玉ひて仰せ希るは我ハ此辺之者成可此所ハ死人越忌申事なけ連ハかゝる不幸に逢ひ給ふ共、誰有て来り弔ふ人も阿る満じ、我如何様にも弔ひいと奈み参らせんとて、一人乃老僧年比六十余り奈る越いさ奈ひ来て懇ろ尔葬里給ひ、扱姫君に仰せ希るは、我可知る方尔志し誠有人之候成ル可我連御なか多ちして参らせんハ如何候哉と仰けれハ、姫君嬉し気尔此程能御厚心阿利可多く覚候此上之事ハと毛かく毛御心尔値ひ申返しと有介連は、尼公遠江国浅羽之庄尔来り、小雨降る夕暮に彼ノ浅羽の庄司と申希る人能門尔立屋春らひ給ふ尔浅羽庄司元々慈心有る者奈連ハ尼公を招記入連御宿ま以ら勢希り、尼公の玉ひ介るハ、庄司尔はいま多定る御内方も奈く候ハ如何成御事に候哉、庄司能申介るハ、我可心尔叶ふ慈悲心尔して朗人にて敬有人越妻と定め多

く月日を持ち送り候也と有り介連ハ、尼公悦ひ幸ひ越勢州尔左様之人こ礎お
しま須とて屋可て御迎ひと連し永夫婦乃かたらひなし玉ふ、尼公も数日逗ぬ連
ハ、我も今ハ本国尔婦らハやしき有介連ハ、庄司夫婦御別連越惜み練り絹一重
と旅の用具を贈り玉ひ介ると也、さてまた後二姫君の守本尊勢州尔残し置玉ふ
と御迎ひ今でんを御氣しき尊容越拜し希連ハ彼尼公尔贈り参ら勢たる白絹一重
観音乃御上りおそで尔召給フ、夫婦驚記信心肝尔銘し弥尼公を慕ひ介る尔志越
感シ再び来介仰けるハ我今当国祝田村之草堂尔住む身奈連ハ夫婦乃人々能来ら
る々所尔阿ら春とて忽二去玉ふ、夫婦御影を慕ひ祝田村来り見流尔、則正観
音出現し草堂の中に入給ふ、彼乳母を葬ル老僧ハ則姫君の守本尊如意輪観音尔
て恵心僧都之御作也、則今同村慶雲庵本尊也、尼公ハ正観音尔して行基菩薩の
御作也、則今同村善明庵之小御堂尔本尊也、庄司夫婦共尔身心を奈け打信仰之
限り二世安楽のた免享禄年中則祝田村尔おゐて大御堂小御堂今御堂三ヶ之堂宇
を建立し大御堂本尊者行基菩薩能御作之薬師如来也、小御堂本尊者尼公と那連
玉ふ正観音也今御堂本尊ハ hands 観音奈介流可御作知連春候也
右此縁記一卷者、後世之人尔委しく由緒を知ら志免ん可た免尔志るし置者也、
信心之輩ハ現世尔てハ福寿を増長し当来尔てハ仏果を成就せん事ハ偏たる靈仏
の御利生を仰ぐべき者也

文献二六 祝田本開請観音縁起

(浅羽孝生氏蔵)

〔表紙なし〕

祝田本開請観音縁起并難波の中納言姫君能守本尊由来

祝田山善明禪寺

都尔難波能中納言と申介累人の姫君一人をハし希累、加多ち心さ満夜に春くれ
て、幼なき時よりの連春、む累と毛なかり介類とき信心ふ可く満し〜て、つ
年にハ後生三年乃身を承らん事越悲しミ給ひて、春能朝尔ハ華を堂をりて、佛

尔手向、秋の夕部に八月の光能あきら可なるを、詠て毛心の者しをのみ者し阿
可し暮し給ふ、いくほ登も奈くて中納言うせ多万ひけれハ、母君毛多へぬ思ひ
のな希きにや、打続者か奈くな里玉ひ、うひ無常の古登ハリ、世のならひと
毛ひ奈可ら、哀れな累ためしに天の古りと、満里ける、飛め君のな希き給ふ事
限奈し、さ満を加え天なきのちの世をも問たてまつらハやと思春れと毛、言は
あハす流人毛な希連ハ、泪よ里外のことぞ奈し、め能とおさ奈くをハし介る時、
古登のゑんに徒きて、伊勢の国へぞ下り介る、心なら寸二葉のほ登を捨天奉里、
月日を送り介るに、たのミ多り介る人なく奈りて、子奈登もな可里けれ者、身
の行末毛心本そく思ひて、朝夕姫君の古登をのミ恋しくお毛ひ介り、父母にを
くれて、おと路へ者て、て加春可奈流御有様にて、な希きあ可しくらし給ふよ
し、めの登傳聞堂てまつりて、都尔て情を毛加希たてまつる遍きやう毛おハし
ますまし起、誰可い加尔して春き給ふ遍きと思ひ、様々にい登なみて、御迎を
たてま川里け里、姫君嬉しきさきり奈介連と毛、日来春みな連玉ふ都のうちを
多ち者奈連多まハん事、なき人の御を毛か希もいとゞ名残惜き心地し給ふ、父
の御可多み朝夕志ん加うし奉り給ひし御徒し斗御こしに入堂て満つり出給ふ尔
毛、あハ連忍ひが多希連ハ、涙尔くれて古しに毛の里多まハす、御可以志やく
の女房と可くなくさめたてまつり、ゆめ尔毛志らぬ伊勢しまへ泪とと毛尔お可
されてく多り玉ふ、可し古尔盤めのと待う希たてまつり、いま多幼なくをハし
希累時、捨まひらせし恨毛おハします羅ん、飛奈の春満ひ毛いつし可い多ハし
く毛の思ひいぬ心ち志給ひて、かしつきたて満つ里希る古登かきりなし、二年
者可り阿り介る時、めの登何と奈くなやみける、日尔楚ひてよハリ者て、頼ミ
すくなくみへ介れ盤、姫君多ちさる事毛奈く、色々あつかい給ふ尔、秋の末の
こと奈るに、そらのけ志き風の を登も身に志み王多り、物さひし幾ゆふ久れ
尔、飛めきみ越かひなて、なくへの玉ひ介るハ、我む奈しくなるならば御身の
行末於毛ひ置たてまつる、よみしの障となり侍る奈り、か、流あさまし起御春

まひを毛、かい／＼志可らぬ身に侍りな可ら、命な可らへ天なくさめ堂てまつり介るほとこそ起事を毛春古志給ひ徒連ハ、者か奈くなり奈者、堂連可奈さけを毛加けたてまつ累遍きと涙尔むせひ希連ハ、姫君毛誠尔古、尔春て給ハ何の命のな可らへ天浮世尔毛侍る遍き、徒連ておハせよと加奈しみミ多まへ、露の消累ことくに天徒尔むなく奈りにけ里、飛めきみ同道尔と奈希き玉ふ事、何尔堂登るん可多楚奈し、せめてあり奈ん行末毛、飛奈の春満ひ毛、人の王可れ身のな希き、お毛ひ分多、累か多ぞなき、何方の野辺尔、多れ可送おさめん事毛侍ら寸、あ多りの人毛伊勢の国のならひに、神尔徒可由留事奈連ハ、ミちを毛婦せきと本楚をとちて何登問人毛奈し、余尔せん可多なくお保し免して、都よりくそ具したて満つ累如意輪の御前尔天多のミたて満徒累事とてハ、観音の名号唱へふし拝なき玉ふより外の事盤なし、そのくれ本とに、毛のさびしく古ころ本そき所へ女房のこゑ尔て、毛の申侍らんとあり介連ハ、いか可奈る人屋らんとさき給へ八年五十斗成あまの都聲尔て、た、壺人多ちて、此近き阿多りに住侍る可、此御奈希きのこと傳へ聞たて満つる、御い多ハし尔、これに旅の法師の宿をかり給へるをか多らひて参り侍累とて、六十斗成老僧の古起墨染の衣き堂流僧を壺人くし堂て満徒累と有介連ハ、姫君に加く登申者、うわのそら奈累心地す連と毛、せん可多なきまよ路古ひ給帝、と毛可く毛者可らい多れと毛、志らぬ奈さけの婦可き必定、観音の御者からひにや登お本多り、よさあらハ、夜のうちにとて近きの辺に蜜に送つ、僧ハ屋可て野辺よりかへ里玉ひぬ、此尼屋可て来ての給ひ介るハ、加か累なき人の跡ハ、申シかよハ春る人のお本き多尔毛い登さひし記に、い可尔せん可多奈くお本しめ春羅ん、徒に侍流身な連ハ、志者し御伽申さんとて念佛申観音の名号と奈へて二三日留里玉ひて折々尔慰めたてまつ累に、姫君、此者てを見あつ可ひ給へ累越う連しと思ひ徒累に、ミつ可らをさへ祢んころになく佐免給ふ、心さしのほとこそ阿り可多くお保し免して、扱毛何方よりをハした累楚との玉へハ、吾毛都の者奈り志

可多のミ侍りし人毛奈くなりて、此二三年此あ多りに住侍ると加多り玉ふ、姫君、今ハたのむべき人毛侍す、い可成加多山里尔毛世をの可連多る人なと志らせ給ハ導給へ、様を毛可へ奈幾人の後生を毛とむらい我身な可幾屋み越毛者らし侍らんと給へハ、阿まきみ古、毛とにさやうの人毛志り侍す尼を頼ミ給ハ、身徒から申事聞給へと申され介連ハ、姫君、この本との御情何の世尔可志奉らん、いまよりのちも又多連を可志る遍とせん、何事毛の給はんま、に登こたへ阿り介連ハ、あまの給へけるハ遠江の国尔あま志連累人阿り、いと情ふ可き人にて侍累、徒ま越も多すし、様々にたすぬ累な連ハ、みちの本とは遙々と侍レ共ミ川可ら古し候て心見侍らん、さりぬべき事ならハ此御やう子を毛物語申侍らん、さ毛登聞へは夫より御迎尔人をたてまつらんと阿り介連ハ姫君徒くへき、玉ひて、かやうに浅猿敷春まひ奈連ハ、者しかましき事に侍累遍し、いか奈る有様尔ても世越の可連ん事をこそ阿らま本しくとの給へハ阿ま君の給へ介る盤、誠尔此国尔をハ寸ならハ古そ、な連多て満徒る所にてさやうのそし里毛侍らめ、者る／＼登遠江の古とな連ハ都の人と毛又ハ父母の古とを毛誰可ハ志りたてまつるへきに登さ満／＼にの給へ介連と毛、おもひの外なる事な連ハ物を毛の多ま王須、御かひ志やくの女房申やう、誠尔此古登をい奈登の給へて盤、世尔春み玉ふ遍き多より毛奈く、か、ふ遍き可多毛なき身奈連ハ、何事毛尼君の御者からひ尔て古ぞおハしまさめと、うち可多らひて如何成人とハ志らんと毛、物の給へ多累やうもまことし起けしきな累尔、慰てよ路つ物可多りしけ累に、姫君盤おく所奈き露の身のさそあらん古登、いまさらには、昔日の人尔おハしますか登か奈しく哀連に涙斗にてうち志を連川、おハし介り、尼君、さらハ者からひたてまつらんとて、女房多ち二三人徒き奉り堂留、飛とへにも旅尔出給はんする古と、堂流、人々尔毛旅尔出給はんする古登念比に申置、御迎の人何比奉累遍き事奈登申さ多めて出に介り、かい志やくの女房尼君に申けるハ、さやうの御迎尔参ると毛い可奈る人の御こと、名を毛志り侍らてハ余りにうわ

のそらなるやうに古そ候へ聞奉らんと問介連ハ、誠にその事を申さんと思ひ介る可忘て侍り、遠江国浅羽の庄司何可しと申人なりとて出介り、姫君毛女房多ち毛何と阿る人やらん、うわのそらなるやうに思ひ介る、約束の日尔毛なり介連バ、こしなと御迎の人ま以る、又尼君の御文とてまいらせ多り、志のひや可奈るやうに人多もたてまつらす、馬にのり堂る人四五騎、歩行なる人二三拾人參多る、まことしからぬ古とに思ひ徒る尔、まこ登しや可に奈りに介り、姫君の給へ介るハ、今ハのかるへきやうもなし、扱毛都より毛ち奉る如意輪を、何方のうら迄も古しに毛入て参りて古そ登の給ひ介る、か以志やく女房誠にことり奈可ら、人にむ可へら連て出給はん人の奈尔可ハ本尊を毛ちたてまつり給ふへき、ちいさくおハしまさバこそ、御守尔毛入玉ハめ、大奈る御徒しな連ハ、此多ひハ可尔毛かのふまじ、とて毛奈からへ玉ハ、態こそ奉らめと申介連ハ、御名残惜敷思ひ奈可ら夫もこと王りとの給へて、御徒しに志やうをさして、かき斗ハ姫君の御くそくに婦可くをさめ、多し可成人に能々申置て出給ふ、さらぬ多尔、旅の空ハ物哀なるに、折節無神月者じめの事な連ハ、木々の古春へ毛色徒き王多りてよ毛の嵐毛い登者けしき、毛ろき涙毛堂へ毛せず、日数ふるしき春ま以なり介るに、かの尼君まち参らせて誠にう連しけ尔て何事毛たちい振舞介連ハ、扱ハ此あるしの志多しき人尔ておハし介る累よと女房多ち奈登毛思ひ介る、あるしハかりそめに尼君の物可多りせしに、阿王多々しき事毛や登、志川心奈く思ひ介累に、伊勢の人登聞徒連共、見連は氣遣しき介王ひな登も、都の人登みへて大方ふるまいゆふに、屋さしくみへ介連ハ、嬉しく行末と緒きこ登のミ申契か多らひ介り、かの尼古登尔婦連て堂ち振舞のやうもめや春く見へ介連ハ、何連に毛此人ハ志多し起人尔てぞ阿るらんと思ひ介り四五日阿りて彼の尼君庄司二の給へ介るハ、今志者し毛と、まり侍りて、ういへ志き御春満以お毛見者こくみ奉り度侍連共、今ハよろつ心安見置奉るほどに、我身ハ

暇を給はんと請介連ハ、おどろきて何方へ帰り玉ふ遍き、かくてお王しませハた可ため頼母敷思ひ奉累尔古里へ急起玉ふハ何本との古とか王をハ春遍き、志者し可程お王せませ可しとの給へハ、終尔ハ此あまりにこそ侍らん今ハま川可へり候はんとして滞なく出介る本とに、ミちにての物奈ど用意して、練絹一重毛多せこし奈登々い王んも保と遍ぬ遍し、馬にのせたて川津連とて道へお王せ介る、拾四五丁本とにて追付ぬる、志可く使申介連ハ尼君聞玉飛て、小袖ハのちの志るしに給侍らん、馬ハ無用との給へていと足者やにおハし介るに、志者しハおゐて行介連と毛かけも見へ春見うしなひ介連ハち可らおよ者ず使ハ可へりぬ、庄司尼公の古登を女房多ちに委しく問介連ハ、始よりの有様を女房多ち志可へ語りて申侍、そ奈多へ志多しくお王春流人可と思ひ徒累にとの給ひ介連ハ、庄司いと不思議にお毛ひ、此尼公秋の春へにて侍りし可、此門の辺丹多ちて雨にぬ連志を連た累形尔ておハし介るほと尔、余りい多王しくお本へて、何方へ通り給ふ人尔やと問介連ハ、是ハ阿つまの方へ人をたつ年て下り侍累可、日暮此雨に方角を毛覚へす、何方に宿をもち可年て侍るとの給へ介累、余りにい多ハしさに、今宵の宿をたてまつらん入せ給へと云介連ハ、よ路こひて留り玉ふ、物の給ひやう只よの徒年の人と毛おほへさりしに、物き可へさせて何登奈く居玉ふ本とに、者、可累遍き事毛なく、常に住侍累所の様に物語志介る、世の中のと、春み、昔日可今の振舞と毛に、せつ可王しく可多り玉ふ、いつし可年月な連堂流人の心地して名残惜敷何方越毛急たま王すハ、四五日毛や春み玉へ可しと留介連ハ古連も名残惜敷お毛ひ侍累登てと、まり給ふ、いつ可多毛く毛り奈く出入日古ろ遍て有時尼公の給へ介累ハ、世の中にお王春累人のケ様尔いつと奈く獨春み玉ふ事い可奈る御心のくま可おハしますらん、志り堂てまつら年と毛さりぬ遍き古と、もおハし免さバ、尼可年ごろ見者こくみたてまつる人のさまもな多可尔於王春留あハ連おき玉へ可しとか多り玉ふ、その事に侍累、飛とり春きぬ遍きこと尔てもなし、此国尔毛あま多申可多候へと毛

何可多も心よせ奈くて、我可た免人のために候へハむやくに覺てかやうに年月を送り侍る、何方にい可成人尔ておハしますと問介連ハ伊勢の国との給ふ、何方なりと毛おハします遍き人奈らハ御迎を堂てまつらん事ハいとや春し、名をハい可成人と毛志り候ハでハ、うわの空なるやうにおぼへ侍累とい、介連ハ、尼可文た尔使しなハ聽て古へ玉ふへきと、か多り玉ふ本とにかやふにむ可へ参ら春る、君に親しみおハ春累人とふ可く思ひ徒累とにか多り給ふ、その時姫君い可成事尔やとふしきに思召年月信心多てま川累、観音の御者可らひにやと多の毛しくお毛ひ玉ふ、めのとにおく連てお毛ふ斗になりし尔、可年て対免もせず知人にてもな可りしに来り玉ひてとり納玉ふ事おのへか多り介り、ま多徒連てきたりし法師を毛のちにか多り給ひしハ、遠江祝田登山寺に春み侍りし人にておハします可、我可身の行末を毛ふ可く頼し人にて侍累可、折ふし来連累を伴ひて参り多りとの給ふと、語り玉ふ、爰許近所に山寺侍累可、さやうに伊勢の国へ行、かやう人のあ累やらん多つ年間侍累遍しと、多可以にふしき成思ひを奈し玉へ里、さてかの本尊迎参せん事朝夕心尔可け悲しく思ひ玉ひ介連と毛、い可程毛奈くて、かやうの事い、侍らんもい、可年て月日を送り希累ほと尔、年毛者やかへりぬ、きさらき十日余りになりし時、庄司にむ可ひて姫君の給ひ介累ハ、我身おさ奈ひ時よりも、徒多へて毛ち参ら春累本尊を古里に置奉累、い可尔毛してむ可へ参らせ者やとの給へけ連ハ、何仏尔ておハしますそと問給へハ如意輪観音尔てましますとの給ふ、さてハ我毛観音を信シ奉連ハむ可へ参らせて、此堀の内に御堂を多て置奉らんとて、屋可てちりうけ奈とを阿多ら志く志多て人を遣し迎奉り、二人な可ら精進して、御徒しのかきを取り出し御戸を開て仰き給へ介る、かの尼君のかへ里玉へ介累時、参らせし練絹を飛きかつきておハします介累、驚て楮盤此本尊の者可らひ尔てましく介累とて、涙をな可し伏拝玉ふ、いとふしきにたつとくぞ覚介累、古連を伝累人、とをくち可くも参集介累事限りなし、扱此尼の給へしハ、若遠江尔な可らへ春み玉ハ

、祝田と申山寺におハします請観音、是ハ行基菩薩のさうへ尔て侍累なり、此観音ハ殊尔飛くきんも婦可く志て参人々のぞみをと希すといふことなし、此阿らましの春へとけ給ハ、迎毛観音越信し玉ふ本などに常に御参有遍し、尼ふ可く古の観音越頼ミ奉累、此山盤四方の里遠く志て女人の住家尔てハ侍ら祢と毛、尼ハ何可く累しか累へき柴の庵を結て、祝田の山尔春ミ侍累と聞と、もに物語志給遍しとか多り給ふ、庄司毛殊尔不思議の思ひをなして古連は我可内寺尔て侍累、今生後生深可く多のみたてまつ累、扱毛かの法師ハ祝田の観音尔ておハし介累よ、とてさ阿らハ祝田に置奉らんとて御堂を徒くり給ふ、本う多の本の堂ハ二間四面奈り介累越五間四面に飛ろけ造り玉ふ、仏壇に居奉りて本の本尊登二尊お者します、生死無常の多免とて、姫君は薬師を大尔作りたてまつり仏壇の左に居奉り介り、庄司毛阿弥陀仏を同しせいに作り奉り御徒しの右に居参ら春累、されハ慈悲かう多ひ尔して、連以介んこと尔阿らたにおハします御事共なり登いふなり、

永禄八年乙丑二月廿九日

文献二七 祝田本開請観音縁起

〔祝田山観世音菩薩由緒写〕細江町教育委員会蔵

祝田山観世音菩薩由緒

誠なる哉人の行末と水の流れ昨日の淵はあすか川、今日の瀬と成る憂世のならひ爰に、人皇百四代、後奈良天皇の大御代難波中納言とて数代の名家あり、中納言夫婦の中に一子無きを患ひて、日頃念じ奉る如意輪観世音に祈誓を掛けて、産み落したるが姫君（成長の後享禄三年五月浅羽庄司江輿入嫁す）尔て両親の悦び大方ならず、一向に姫君の成長を祈り居りしが、吾事に禍事いつくことはりにして其後人のそねみを受けて種々の災ひ有しが、我れと我が慰めても月日を送りしも一旦受しぬれ衣干る由も無く、有為転変の無常を感じ終に仕へを辞

して、今ハ閑散の身と成り、何一つ不自由は無れども、雨に付け、風に付けてもあじきなき越し方を観じ、夢うつ、にも行末を偲び、賤のおだ巻くりかへしうれる悲しみ給ひて、春の朝には華を折て仏に手向、秋の夕部には月の光のあきらかなるを詠しても、心の恥をのみはじあかしくらし給ふ、いくほどもなくて中納言うせ給へければ、母君も絶入思のなげきにや打続きはかなくなり給ひけり、うひ無常のことわり、世のならひと思ひながら、哀成ためしにて残り留りける、姫君のなげき給ふ事限なし、様を替てなきのちの世をも問たてまつらばやと、思すれども言あはする人もなければ、泪より外の事ぞなし、めのとおさなくをはしける時、ことの縁につきて伊勢の国へぞ下ける、心ならず二葉のほとを捨ててまつり、月日を送けるに頼たりける人なくなりて、子などもなかりければ、身の行末も心ほそく思ひて朝夕の姫君の事をのみ恋しくおもひけり、父母にをくれて衰はて、かすかなる御有様にて、なげきあかしくらし給ふよし、めのと伝聞たてまつりて、都にて情をかけたてまつるべきやうもはしますまじき、誰かいか爾してすぎ給ふへきと思ひ様々糸なみて御迎をたてまつりける、姫君嬉しさ限なければ日来住なれ給ふ都の内を立はなれたまはん事、なき人の御をもかけもいと、名残惜き心地し給ふ、父の御方に朝夕むかへたてまつり給ひし御づし計御こしに入たてまつり出給ふにも、哀忍びがたければ涙にくれて、古し尔ものりたまはず、御かいしやくの女房兎角なくさめたてまつり、ゆめにも知らぬ伊勢島へ泪と共にをかされて下り給ふ、かしこ尔はめのと待つけたてまつり、未幼なくをわしける時、捨まひらせし恨めもはしますらん、ひなのすまひもい、つかいたはしく、もの思ひいぬ心地し給てかしつきたてまつりける事限なし、二年計有ける時、めのと何となくなやみける日に、添てよハりはて、頼みすくなく見ければ、姫君たち去事もなく、色々あつかい給ふに、秋の末の事なる尔、天のけしき風の音も身にしみ渡り、物寂しき夕くれ尔、姫君をかいなでなくへの給けるは、我むなしくなるならば、御身の行末

思ひ置たてまつる、よみじの障となり侍るなり、かゝるあさましき御すまひをも、かいへしからぬ身に侍りながら、命なからへて慰めたてまつりけるほどこそうき事をもすごし給ひつれば、はかなくなりなば、たれかなさけをもかけたてまつるべきと涙にむせびければ、姫君も誠にことに捨て給ば何の命のなからへて浮世尔も侍るべき、つれておはせよとかなしみ給へど、露の消るごとくにて終にむなしくなりにけり、姫君同道にとなげき給ふ事、何にたとへんかたぞなし、ありなん行末もなのすまいも、人のハかれ身のなげき思ひ分たるかたぞなき、何方の野べにたれか送をさめん事も侍らず、あたりの人も伊勢の国のならひに、神尔つかゆる事なれば、道をも防ぎ戸ぼそをとちて何と問人もなし、余にせんかたなく思食て、都よりぐそくしたてまつる如意輪の御前にて奉頼事とは、観音の名号を唱伏拝泪給ふより外の事はなし、其くれほどに、物寂敷心ほそき処へ女房の音尔て、物申侍らんと有ければ、如何成人やらんと聞給へば、歳五拾計なる尼の都音へにて、只老人たちて、此近地にて住侍が、此御なげきの事伝聞たてまつる、御いたはしきには是尔旅の法師の宿を借り給へるを、かたらひて参侍るとて、六十計なる老僧のこき墨染の衣着たる僧を菅人具したてまつると有ければ、姫君にかくと申ハ、うはのそらなる心地すれども、せんかたなきまゝに喜給へて、ともかくもはからいたれとも知らぬ情の深き一丈、観音の御はからひにやと覺たり、さあらば夜の中にとて近のベル蜜に送つ、僧はや可て野辺より帰り給ぬ、此あま頓て来ての給けるは、かゝるなき人の跡ハ申かよはする人の多きたにもいと淋敷に、いかにせんかたなく思召らん、徒に侍る身なれば、しばし御伽申さんとて念仏申観音の名号をとなへて二三日留り給ひて折々に慰めたてまつるに、姫君此はてを見あつかい給へるをこそうれしと思ひつるに、身つからをさへ念頃に慰め給ふ、心さしの程こそ難有思食て、扱も何方よりをはしたるそとの給へば、吾も都のものなりしがたのみ侍りし人もなくなりて、此二三年此近りに住侍ると語り給ふ、姫君、今ハたのむべき人

も侍らず、如何成かた山里にも世をのがれたる人など知らせ給バ導給へ、様も替なき人の後世をも吊我身のながみやみをもよけ侍らんと給へバ、あまぎみ爰許に左様の人も知り侍らず尼を頼み給バ、身づから申事聞給と申されければ、姫君、此程の御情何の世に忘れ奉らん、今より後も又誰を可しるべとせん、何事も給はんま、にとこたへありければ、尼の給へけるは遠江の国にあまされる人有いと情ふかき人にて侍る、つまを持し、様々に尋るなれば、道のほどハ遙々と侍るとも身ずから、こゝにて申心をみ侍らん、さりぬべき事ならばこの御やうをも物語申侍らん、さもと聞へば夫より御迎尔人をたてまつらんと有ければ、姫君つく／＼と聞給ひてかやうに浅猿敷すまいなれば、恥かましき事に侍るべし、如何成有様尔ても世をのがれ事をこそあらまほしくとの給へバ尼君の給へけるは、誠に此国にをはすこそ、見なれたてまつる処尔てさやうのそしりも侍らめ、はるへと遠江のことなれば都の人とも又は父母の事をもたれかは知りたてまつるべきにと様々に給へけれども思ひ外なる事なれば物をも給はず、御かひしやくの女房申やう、誠に此事をいなみ給へては、世をすみ給ふべきたよりもなく、かこつべきかたもなき身なれば、何事も尼君の御はからひにてこそをしまさめ、うちかたらひて如何なる人とは志らねども、物の給へたるやうにも誠しきけしき成に、慰て万物語しけるに、姫君ハをく所なき露の身の嘘あらん事、今更にむかしの人にをはしますかと情く哀れに涙ばかりにてうちしをれつゝをはしけり、尼君、さらばはからひたてまつらんとて、女房立三三人つきたてまつりたる人々にも旅に出給はんずること念頃に申置、御迎の人何ころたてまつるべき事など申定て出にけり、かいしやくの女房尼君に申けるは、さやうの御迎尔参とも如何なる人の御事、名をも知り侍らでは余尔うハのそら成やうにこそ候へ聞たてまつらんと問ければ、真にその事申侍らんとおもひけるが忘て侍り、遠江の国浅羽の庄司の何にがしと申人なりとて出にけり、姫君も女房たちも何とある人やらん、うハのそらなるやうに思ひける、

約束の日にもなりければこしなど御迎の人参る、又尼君の御文とてまいらせたり、忍びやかなるやうに人多くもたてまつらず、馬にのりたる人四五騎、歩行なる人二三十人参たる、誠としからぬことにおもひつるに、まめやかに侍り、姫君の給へけるは、今は遁るべきやうもなし、扱も都よりもちたてまつる如意輪を、何かたのうちまでもこしに入て参てこそとの給ける、かひしやくの女房誠に断りながら、人に仰られて出給はん人のなにかは本尊を持たてまつり給ふべき、ちいさく於はしまさばこそ、御守にも入給はめ、大なる御づしなれば、此度はいかにもかのふまじ、迎もなからへ給バ態こそ奉らめ申ければ、御名残惜敷おもひなからそれも断との給へて、御づしにじやうをさしてかぎ計は姫君の御ぐそくに深くをさめ、たしか成人によく／＼申置て出給ふ、さらぬだに、旅の天ハ物哀なるに、折ふし無神月はじめの事なれば、木々の梢もいろつき渡りて四方の嵐も糸はげしき、もろき涙のたへもせず、日数ふるほどにかしこに着給ふ、如何成人のすみ家ともみてすさし入たるも、ことよろしきまいなりにけるに、彼の尼君まぢまいらせて誠に嬉しげにて、何事もたち振舞ければ、扱は此主のひたしき人にてをはしけるよと女房たちなども思ひける、あるじは、かりそめに尼君の物がたりせしに、あはたゞしき事もやと、しづ心なくおもひけるに、伊勢の人とき、つれども、見ればけしきけハいなども、都人に見へて大方ふるまひゆふるやさしくみへければ、嬉しく思ひふた心なく、行末とをきことのみ申契かたらひけり、彼の尼ことにふれて立振舞のやうも、めやすく見ければ、何にも此人ハしたしき人にてぞあるらんと思ひけり、四五日ありてかの尼君庄司にの給へけるは、今しばしも留り侍りて、うひへ志き御すまいをも見はごくみたてまつりたく侍れども、今は万心安見をきたてまつるほどに、我が身ハ暇を給はんと請ければ、驚て何方へ帰り給ふべき、かくておはしませば多かた女も頼母敷おもひたてまつるに、古里へ急給ふは何ほどの事かわをハすべきしがほどをはしませかしの給へば終には此あたりにこそ侍ら

ん、今ハ先かへり候はんとて滞なく出けるほどに、みちにての物など用意して練絹耆重もたせこしなど、いはんもほどへぬべし馬にのせたてまつれとて道へをはせける、十四五ちやうほどにて追付ぬる、しかじかと使申ければ尼公聞給ひて小袖のちにまひらせんと印に給侍らん、馬は無用との給へいと足はやにをはしけるにしばしはおいて行けれども、影もみず見うしなひければ、力をよばず使は帰りぬ、庄司尼公のことを女房たちに委しく問ければ、初めよりの有様をしかくかたりて、そなたへしたしくをはず人かと思するにとの給ければ、庄司いと不思議におもひ、此尼公秋のすへにて侍りしが、此門の辺にたちて雨にぬれしをれたる形にてをはしけるほどに、余にいたはしくおぼへて、何方へ通り給ふ人にやと問ければ、これハあづまの方へ人をたづねてくだり侍るが、日暮此雨に方角をも覚へず、何方に宿をもちかねて侍る、との給へける余にいたはしさに、今宵の宿をたてまつらん入らせ給へと云ければ、よろこびて留り給ふ、物の給ふやうハ只尋常の人とも覚さりしに、物着替させて何となく居給ふほどに、憚べき事もなく、常にすみ侍る処に物がたりしける、世の中のだゞずみ、昔日か今のふるまひともに、せつかはしくかたり給ふ、いつしか年月なれたる人の心地して名残惜敷覚へ何方をもしそぎ給ハすば四五日も休み給へかして留ければ是も名残惜敷思ひ侍ると留り給ふ、何方もくもりなく出入日来へて有時の給へけるは、世の中にをはする人のかやうに何もなく、独すみ給ふ事如何なる御心のくまかをはしますらん、しりたてまつらねともさりぬべき事共をはしめさば尼が年ころ見はごくみ奉る人の心様もなだらかにをハする哀れをき給へかして語給ふ、其事に侍る、独すべき事にてもなし、此国にも数多申方候得共何方も心よせなくて、我が為人のために候へば無益に覺てかやうに年月を送り侍る、何かたにいかなる人にて於はしますと問ければ、伊勢の国との給ふ、何方なりともをハしますべき人ならば御迎を奉らん事ハいとやすし、名をバ如何成人ともしり候ハではうハのそらなるやうに覺へ侍るとい

ふければ、尼が文だに使ひしなばやがてこへ給ふへきと、かたり給ふ程にかやうにむかへ参らする、君尔親しみおハする人とふかく思ひつるにかたり給ふ、其時姫君いがる事にやとふしぎに思食年月信心たてまつる観音の御はからひにやと頼母敷をもひ給ふ、尼君の伊勢での用ともかたり給ふ、めのとにをくれて思ひはかりになりしにかねて対面もせず知人にもなかりしにきたり給へてとり納給ふ事各々かたりけり、又つれて来りし法師をものちにかたり給ひしは、遠江祝田と申山寺に住ミ侍りし人にてをはしますが、我が身の行末をもふかくたのみし人にて侍が、折ふし来れをとまなひて参たりとの給とかたり給ふ、爰元近所に山寺侍るか、さやうに伊勢の国へ行、かやう人のあるやらんたづねきき侍るべしと、互に不思議なるおもひをなし給へり、扱てかの本尊迎参せん事朝夕心にかけて恋しくをもひ給へけれども、如何程もなくかやうの事い、侍らんもかたはらいたく覚へ月日を送りけるほどに年もはやかへりぬ、きさらぎ十日余になりし時、庄司に向ひて姫君の給へけるハ、我身をさない時よりも、伝へにて持参らす本尊を古里に置奉る、いかにもして迎へ参らさせばやとの給へければ何仏にてをハしますぞと問給へば如意輪観音にてましますをの給ふ、さては我も観音を信じたてまつれば迎参せて、此堀のうちに御堂を立置てまつらんとて頓而ちり取などを新敷したて人を遣し迎たてまつり、二人ながら精進して御づしの御かぎを取出し御戸を開ひて仰給へけるハ、かの尼君のかへりける時、参らせし練絹をひきかつぎてをはしましける、驚て扱は此本尊のからひにてましへけるとて、涙を伏拝給ふ、いと不思議に尊くぞ覚ける、是を伝る人遠く近くも参集ける事限なし、扱此尼の給へしは若遠江になからへ住み給バ、祝田と申山寺にをハします請観音是は行基菩薩のさうへにて侍るなり、この観音は殊にひ願もふかくして参の人々望をとげずといふ事なし、此あらましのすへとけ給ハ迎も観音を信し給ふほとに、常に御参有べし尼もふかく此観音をたのみ奉る、此山は四方の里とをくして女人のすみかにてハ侍らねども尼

ハなにかくるしかるべき、柴の庵を結て祝田の山寺に住み待るとよとものに物語し給へべしとかたり給ふ、庄司殊に不思議のおもひをなしてこれは我が内寺にて侍る、今生後生ふかくたのみ奉る、さてもかの法師は祝田の観音にておハしけるよ、とてさあらばほうだに置たてまつらんとて御堂を造り給ふ、祝田の本の堂ハ二間四面なりけるを五間四面にひろげ造り給ふ、仏壇に居たてまつりて本の本尊と二尊おはします、生死無常のためとて姫君は薬師を大に造りたてまつり仏壇の左に居し奉りけり、庄司も阿弥陀仏を同しせいに造り奉り御づしの右に居し参らす、されば慈悲かうたいにしていげん事にあらたにをします御事どもなりといふなり

永禄八年乙丑二月念九日

本書巻物厨ノ戸ヲ開タル記事ノ上欄ニ左ノ記入アリ

慶雲庵縁記ニ曰享禄四年庄司夫婦ノ者祝田観音江参詣ノ節尼君へ贈ル処ノ煉絹ヲ被リ居レルヲ初テ見テ驚キ 奉ルト有り

祝田山観世音菩薩由緒第二

厄除観音といふ縁由

當国敷知郡日比沢村の百姓に大楠杵右衛門といふ中身 代の者あり、父母自身夫婦倅夫婦及孫六歳三歳の二人あり合せて八人尔して孫は両親（孫の為には曾祖母）是を寵愛し四人は何一ツ苦勞もなく家業を励み豊富と云ふには非ねども、兎も角も其日の活計には何一ツ心配なく、村中には是に及ぶ者なき故、人々此杵右衛門を常ニ羨む程なりしが慶長元年辛丑の夏、田の草取最中熱病に罹り、村内ニ医師無き故三ヶ日村の玄庵といふ医師を頼み、治療を受けしが少も快方に趣かず、数日を経過する内、妻父母倅嫁孫迄病み出し、八人の家 内残らず病人となり、看病する者なく、妻の生家、嫁の生家内より出たる叔母二人妹三人此人々交代にて二人づゝ、来りて看病す、近所隣の人々も大に気の毒がり、代りへ来りて看病の助を為し、数日を経ると雖ども快方に向ふ者一人もなく、

次第へに弱り大に困難しける、折柄或日最も気高き托鉢僧来り、此状況を聞て大に不便がりていふ様、如何にも気の毒なる有様なり、其厄難は是前世の宿因にて神仏の咎めなれば、医師の業には叶ひ難し、是より東江四里少余も行けば秋葉街道内に引佐郡祝田村に靈驗現著なる観世音菩薩あり、是江立願を致さば立処に全快すべし、左もなくば全快の見込なし、其立願の致し様は、看病して居る人と一同風呂に入て身を清め、仏壇に燈明線香を上て、南無祝田の観世音様此大楠杵右衛門家内の厄難を通れしめ給へ、家内の病人残らず全快致ましたならば、翌年正月より満三ヶ年の間、縁日なる十七日に晴雨に關わらず、月々必らず参詣致ますと云ふて丁寧に御願申べし、左すれば必らず一ヶ月経ざる内に残らず全快すべし、左なき時は幼児より段々死し、老人二人残りて大に困難すべしと云ひて立去れり、嫁の母立ちて彼の親切なる 僧侶様に昼飯でもあげたいと直ちに追ひかけたれども、影も形も見へず、そこらの人々に斯様なる僧は何方へ行きたるやと問へとも更に知る人なし、其夕風呂を立、嫁の母、妻の兄嫁隣家三人身を清めて托鉢僧の教の通り一心不乱に願ひ了り病人に向ひ、是にて残らず全快するぞといふ、皆二大に悦びてよく眠りたり、翌朝起出れば老人夫婦が空腹に成たり食物を下されといひ、粥の煮へるを待兼て二椀づゝ、食し、暫く過れば四人起出て食物を賜はれと云ひて各二椀づゝ、食したり、夫より半時計過る頃、六歳の小児起出で、御飯を欲いといふて粥には剛く飯にはあまり和らかなるを一椀食してもつちやんへ行くといひて躍り出し、又半時計過し時三歳なるが起ておまんをおくれと云ひて二文饅頭を二つ食して美味ちい、のふ乳ちい少と、云ふて母の膝へ上り、其翌日は病後らしい顔の人は一人もなく、只祝田観音の難有いといふ話に日を暮し日ならず、力付たるは盆前なりき故に、立願は翌年正月よりと申上置たるも難有さのあまり七月十七日御礼参りして、夫より月々十七日は屹度参詣し、慶長四年の暮迄滞りなく月参りを了したり、是を聞た流村人を始近郷の人ニ、左すれば祝田観音様は厄除観音様なりと、人

之口の端に唱ふる様になり、誰にても大病に羅れば、祝田の厄観音様へ行けといふて参詣すれば、必らず全快せし故、其噂忽ち四方に広まり、当所にて何とも云ざる内、四方より祝田の厄観音様といふて、参詣人絶さるに至れり、是を見て当所の人も困難なる時は、是に願すれば必らず現著なる靈験直ちに難を免れたる故、村内の御堂世話人も善明庵住職も俱に心一致して、祝田山厄除観世音菩薩と唱ふる様になり、御祈祷の牘にも其通り書して出すに至り、此祈祷牘を仏壇に祭り置きて、朝夕観音経を誦して拝礼すれば、広大なる靈験ある事になり、実に難有き御事なり

寛永十三年丙寅正月吉日

祝田山善明寺住職（以下欠字）

右由緒第二も原本は巻物なりしが善明庵無住の際保存注意する人なく甚しく虫喰みて逆も裏貼の仕様もなく内山徳三郎氏其を発見し箇様な類難有き古文書の蝕滅せんを憂ひ或日吾に謀り家業を休み兩人にて展観し虫喰残の字畫を見て推量読にして譚る分を書記し後伝へんと三日を費し如此記すと云とも善明庵住職名前全部食尽して少しも譚らざる故欠字と為し置者也

昭和三年十二月吉日

三百九十三拜 片桐重辰印

文献二八 善明寺観音縁起

（善明寺発行）

祝田山厄除観世音像の由来

祝田山善明寺の聖観世音菩薩像は、寺伝によると約千二百年前の天平時代。当時の名僧行基菩薩が仏教を布教のためこの地へ訪れ、一本の靈木を見つけ、この靈木に祈願をこめて祝田山聖観世音像の彫刻をし、二体の観世音像を彫りあげた。最初彫りあげた像を祝田山善明庵、もう一体を遠州法多山へ安置されたと伝えられている。よって世人は祝田山の観世音像を姉様観世音、後に彫られた法多山の観世音像を妹観世音と申し上げ、姉妹観世音として共に、近隣の

人たちの間で信仰が厚く、千年以上も信者によって祀り続けられてきた。祝田山善明寺は、細江町の中央部を流れる都田川の北側にあつて、観世音堂を中心とした寺で、境内は常に掃き掃除が行きとどいており、年間を通じて厄難災除、交通安全、安産、進学、心願成就の厄除観世音として祈祷に訪れる信者が多い。

寛永十三年（一六三七）のころ善明庵の住職が書き残した観世音由緒と言う巻物に、後奈良天皇の御代、難波中納言の姫君にまつわる伝説がある。中納言には一子無きを憂いて、日頃信仰をしている如意輪観世音へ祈願をかけ、めでたく姫が生まれ両親の喜び一方ならず、一同姫君の成長を祈り華やかな日々をおくつたが、無情の風は世の習い、何多の災難が打ち続き、ある日、気高き尼僧が遠江国祝田から訪ね来て、浅羽の庄司が妻を求めていることを告げて立ち去り、姫はやがて浅羽の庄司にめでたく興入れとなった。この幸せな縁が結ばれたことが後日、祝田観世音のお手引きであったと知り、姫夫婦はいたく感涙たずねて善明庵にたどり着き、同庵の御本尊が行基菩薩の御作で、あらたかな観世音様と知って、姫君は薬師如来と伊勢から迎えた如意輪観世音を、浅羽の庄司から阿弥陀如来を左右に安置、その一生を祝田観世音に捧げたと伝えられている。

祝田山善明庵は、昔から地元の熱心な信者によって、天変や地震・水害などから守られてきた。明治維新後の廃仏棄釈で善明庵も廃絶を命ぜられたが、信者代表は寝食を忘れ身をやつし、復興嘆願に東奔西走、そのかいあつて存続再建が成り、益々厄難災除、交通安全、安産、進学、心願成就の靈仏として郷土の人に信仰されるに至つた。

正月六日には、大祈祷祭を執行され、甘酒投餅無代 進呈致します。

浜松市外細江町祝田

祝田山善明寺

崇敬者各位殿

二 法多山田遊祭保存会資料

保存会資料一 法多山田遊祭保存会会則および理事選出細則

保存会資料二 喪中の取扱について

保存会資料三 平成十二年度法多山田遊祭保存会事業報告

(平成十三年度総会資料・平成十二年九月二十四日付)

平成十一年九月十五日～平成十二年九月十五日

保存会資料四 平成十三年度 法多山田遊祭保存会理事会開催について 理事あ

て案内

(平成十二年九月三十日付)

十月二十一日 法多公会堂 衣装虫干しの件・臨時総会日程

の件・田遊祭会員勧誘の件・その他

保存会資料五 田遊祭参加のお願いについて 法多山檀徒あて案内

(平成十二年九月三十日付)

保存会員名及び生年月日と祭典参加者名及び生年月日を記入

保存会資料六 衣装虫干し及び理事会開催について 理事あて案内

(平成十二年十月三十一日付)

十一月十二日 衣装虫干し 尊永寺紫雲閣一三時集合

十一月十八日 衣装片付け 尊永寺紫雲閣一五時集合

十一月十八日 理事会 ことぶき茶屋一七時三〇分集合……臨時

時総会について

保存会資料七 平成十三年度 法多山田遊祭保存会臨時総会開催について 保存

会会員あて案内

(平成十二年十月三十一日付)

平成十二年十一月二十三日 法多公会堂 事業計画・収支予算・

祭典役割・祭典練習日程ほか

保存会資料八 平成十三年度法多山田遊祭保存会事業計画

(平成十三年度臨時総会資料・平成十二年十一月二十三日)

平成十二年九月二十四日～平成十三年九月中旬

保存会資料九 中学生の田遊祭舞楽奉納届け願について袋井南中学校長あて

(平成十二年十一月二十日付)

平成十三年一月七日の田遊祭出演参加の許可願

保存会資料一〇 法多山田遊祭保存会練習日程について会員あて案内

(平成十二年十一月二十六日付)

年末の練習日程(十二月二十二～二十四日) 尊永寺 紫雲閣

年始の練習日程(一月五・六日) 法多公会堂

保存会資料一一 委任状

平成十二年十一月二十三日開催の平成十三年度法多山田遊祭

保存会臨時総会の委任状

保存会資料一二 休暇願

田遊祭奉納のための休暇願

保存会資料一三 田遊祭保存会 庶務記録(抜粋)

(松田香代子)

県指定無形文化財 法多山田遊祭保存会会則

第一章 総 則

第一条(名称) 本会は、静岡県無形文化財法多山田遊祭保存会と称する。

第二条(事務所) 本会の事務所は、法多山尊永寺に置く。

第三条(目的) 本会は、法多山田遊祭(七段の舞)を法多山尊永寺本尊に五穀豊饒の祈願と民俗芸能の品位と情緒を永久に保存、継承するを目的とする。

第四条(事業) 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、田遊祭(舞)の技能者養成と振興普及に関する事項
- 二、田遊祭(舞)に必要な用具の整備と保存
- 三、その他、本会の目的に必要な事項

第二章 組 織

第五条(会員) 法多山尊永寺の檀徒であつて、本会の目的に賛同する二十歳以上の者をもつて組織する。

ただし、特別賛助会員を置くことができる。

第六条(役員) 本会に次の役員を置く。

- 一、会長 一名
 - 二、副会長 二名
 - 三、理事 九名
 - 四、監事 二名
- 第七条 役員の選出は、次のとおりとする。

一、会長及び副会長は、理事会において理事のなかから選出し、総会において選任する。

二、理事は、別に定める細則に基づいて選出し、総会において選任する。

三、監事は、総会の同意を得て、会長が指名する。

第八条 役員任期は、二ケ年とする。ただし、再選は妨げない。

第九条 本会に相談役を置くことができる。

第三章 運 営

第十条 役員任期は、次のとおりとする。

一、会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

二、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

三、理事は、会長の命を受け、会務を分掌する。

四、相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べる。

五、監事は、本会の事業並びに会計を監査する。

第十一条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

一、総会は、毎年九月に招集し、必要に応じて臨時に開催する。

二、理事会は、必要な都度開催する。

第十二条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

一、会議は、三分の二以上の出席がなければ、開くことができない。

二、会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四章 祭 典

第十三条 毎年一月七日に田遊祭(舞)の奉納をもって一般公開日とする。

第十四条 祭典行事に参画する人選は、総会において決定する。

第五章 会 計

第十五条 本会の経費は、助成金及び寄付金をもってこれに充当する。

第十六条 本会の会計年度は、毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。

附則

一、本会則の変更は、総会の決議によって決定する。

二、本会則は、昭和四十九年十二月十七日より実施する。

三、本会には、別に細則をもうけることができる。

附則

一、本会則は、昭和五十七年九月一日（第六条）改正する。

附則

一、本会則は、平成十年九月一日（第五条、第七条、第十条、第十一条及び第十二条）改正する。

県指定無形文化財 法多山田遊祭保存会理事選出細則

第一条 県指定無形文化財法多山田遊祭保存会会則（昭和四十九年十二月十七日制定）第七条に規定する理事の選出は、この細則の定めるところによる。

第二条 前条による理事は、次の区分により選出する。

三十歳代、四十歳代、五十歳代及び六十歳以上の年齢層から、原則として各三名の理事を選出する。

附則

この細則は、平成十年九月一日から施行する。

保存会資料二

「喪中の取扱について」

平成八年十二月四日総代会において喪中の取扱について、下記の通り見解を確認しましたので御承知おき下さい。

習俗・習慣は地域によって差異はあるが、喪明けを一周忌までとするのが通例であるが近年は仏教では四十九日忌明法要とし、神道では五十日祭を忌明祭とするのが慣例とされる。したがって、当寺檀中及び田遊祭保存会々員としても、四十九日忌明法要をすませ喪明けとすることで御了解願いたい。

記

一、四十九日忌明法要をもって喪明けとする。但し白山社への登山は一年間慎む。

二、喪中である場合は、直接祭典に参加することを慎み補助役として協力する。

三、喪中の対象は

イ. 本人の配偶者 ロ. 本人の子供及び両親 ハ. 本人の兄弟とする。

平成12年度 法多山田遊祭保存会事業報告

保存会資料三

年月日	事業名	場所	内 容
平成11年9月15日	総会	尊永寺	①平成11年度事業報告・収支決算報告について ②平成12年度事業計画収支予算について ③その他について(国記録選択、記録作成について)
9月24日	役員会	尊永寺	国記録選択の事前打ち合わせ
9月26日	役員会	尊永寺	教育委員会と国記録選択の打ち合わせ
10月12日	理事会	尊永寺	①平成12年度臨時総会日程について ②衣装虫干しについて ③国記録選択の打ち合わせ
10月17日～24日	衣装虫干	尊永寺	理事他で作業
10月24日	理事会	尊永寺	①平成12年度祭典役割について ②平成12年度練習日程について
11月21日	臨時総会	尊永寺	①平成12年度祭典役割について ②平成12年度練習日程について
11月28日	研修会	佐久間町	「静岡県民族芸能フェスティバル」参加
11月29日	理事会	尊永寺	役割一部変更について
12月17,18,19日	練習	尊永寺	練習3日間 祭典参加者全員
平成12年1月5日 1月6日	練習	公会堂	練習2日間 祭典参加者全員
1月6日	六日堂	大師堂	太刀・棒の舞奉納 役員・師匠参加
1月7日	準備	大師堂	舞台設営他
		公会堂	組矢、投餅、用具他
	祭典	大師堂	登山行列、七段の舞奉納、投矢、投餅
1月30日	反省会	レストラン山田	12年度祭典反省 祭典参加者全員
8月27日	正副会長会	公会堂	平成13年度総会日程等について
9月11日	正副会長会	公会堂	平成13年度総会提出議案について
9月15日	監査会	村岡屋	平成12年度事業・会計監査について
	役員会	村岡屋	平成13年度総会提出議案について ①平成12年度事業報告・収支決算報告について ②役員改選について ③その他について

保存会資料四

平成12年 9月30日

法多山田遊祭保存会理事各位

法多山田遊祭保存会

会長 山田大 中[㊟]

平成13年度 法多山田遊祭保存会理事会開催について

日頃 本会事業に御協力を戴きありがとうございます。さて、標記の理事会を下記の通り開催致すことと成りました。ついては、ご多忙とは存じますが、練り合わせ御出席願いたく御通知申し上げます。

—記—

- 1. 日 時 10月21日(土) 19:30分
- 2. 場 所 法多公会堂
- 3. 議 題

- ① 衣装虫干しの件
- ② 臨時総会日程の件
- ③ 田遊祭会員勧誘の件
- ④ その他

保存会資料五

12年 9月30日

法多山壇徒各位

法多山田遊祭保存会
会長 山田大 中[㊟]

田遊祭参加のお願いについて

天高く味覚の秋、皆様方におかれましてはますますのご健勝のこととお喜び申し上げます。法多山田遊祭保存会のことにつきましては、日頃、格別なご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、先輩方々から見様見真似で、当法多地区に伝承される田遊祭も全国に伝承される田楽と多少の差異はあるにせよ、五穀豊饒の祈願のてだてとして今人に受け継がれた事実は、尊い文化遺産として後世に伝承せねばならない。法多山田遊祭が静岡県無形文化財の指定をうけた、国の無形文化財の指定に向け、保存会会員一同頑張っていますが、会員不足・高齢化が進み後継者へ伝承が難しくなります。

この機会に法多山田遊祭の原点にかえて、受益者及び壇徒一同のご理解・ご協力と共に尊い文化遺産である法多山田遊祭の伝統を、皆様方と受け継いで守っていきたく存じます。一世帯1名とは限定しておりませんので奮って参加の方よろしくお願い致します。

下記の申し込み用紙に記入後10月19日迄に法多山田遊祭保存会(庶務・村岡兼一)迄 法多山田遊祭は、私達、法多地区の大事な財産であると考えます。

きりとり線 -----
申し込み用紙

保存会会員		祭典参加者	
住 所	袋井市豊沢	住 所	袋井市豊沢
電 話		電 話	
生年月日		生年月日	

保存会資料六

平成12年10月31日

法多山田遊祭保存会会員各位

法多山田遊祭保存会
会長 山田 大 中◎

平成13年度 法多山田遊祭保存会臨時総会開催について

秋も深まり、山々の紅葉が一段と彩りを加えている今日この頃ですが会員の皆様におかれましては、益々のご健勝のこととお喜び申し上げます。
法多山田遊祭保存会のことにつきまして、日頃、格別なご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、標記の臨時総会を下記により開催いたしますので、ご多忙のところ恐れいりませんが万障お繰り合わせのうえ、必ず、出席くださいますようお願いいたします。
なお、当日どうしても都合がつかず出席できない場合は、委任状を 村岡 寛一 庶務係に11月20日迄に提出ほどよろしくお願致します。

—記—

1 日 時 平成 12年11月23日 (木) 19:00分

2 場 所 法 多 公 会 堂

3 議 題 ① 平成13年度法多山田遊祭保存会事業計画について

② 平成13年度法多山田遊祭保存会収支予算について

③ 平成13年度法多山田遊祭祭典役割について

④ 平成13年度法多山田遊祭祭典練習日程について

⑤ その他について

保存会資料七

平成12年10月31日

法多山田遊祭保存会理事各位

法多山田遊祭保存会
会長 山田 大 中◎

衣装虫干し及び理事会開催について

日頃 本会事業に御協力を戴きありがとうございます。
さて、標記の衣装虫干し及び理事会を下記の通り開催致すことと成りました。
つきましては、ご多忙とは存じますが、繰り合わせ御出席願いたく御通知申し上げます。

—記—

1 衣装虫干し 11月12日(日) 13:00分 集合

2 場 所 尊 永 寺 柴 雲 閣

3 衣装片付け 11月18日(土) 15:00分 集合

4 場 所 尊 永 寺 柴 雲 閣

理事会開催について

1 日 時 11月18日(土) 17:30分 集合

2 場 所 ことぶき茶屋

3 議 題 ① 臨時総会事業計画・収支予算案検討について

② 平成13年度祭典役割について

③ 祭典練習日程について

4 その他

平成13年度法多山田遊祭保存会事業計画

年月日	事業名	場所	内容
平成12年 9月24日	総会	尊永寺 紫雲閣	① 平成12年度 法多山田遊祭保存会事業報告について ② 平成12年度 法多山田遊祭保存会収支決算報告について ③ 役員改選について ④ その他について
9月24日	理事会	尊永寺	① 平成13年度理事役職人事について ② 理事会開催日程について
10月21日	理事会	公会堂	① 衣装虫干しについて ② 平成13年度 臨時総会日程について ③ 田遊祭会員勧誘について ④ 田遊祭保存会会員簿作成について
11月18日	理事会	ことぶき茶屋	平成13年度臨時総会提出議案について ① 平成13年度事業計画・収支予算について ② 平成13年度祭典役割について ③ 平成13年度練習日程について ④ その他について
11月18日～23日	衣装虫干し	尊永寺 紫雲閣	理事他で作業
11月23日	臨時総会	公会堂	① 平成13年度事業計画・収支予算について ② 平成13年度祭典役割について ③ 平成13年度練習日程について ④ その他について
12月中旬	練習	尊永寺	練習3日間 祭典参加者全員
平成13年 1月5日 1月6日	練習	公会堂	練習2日間 祭典参加者全員
1月6日	六日堂	大師堂	太刀・棒の舞奉納 師匠・理事役員参加
1月7日	準備	大師堂 公会堂	舞台設営他 組矢・投げ餅・用具他
	祭典	大師堂	登山行列・七段の舞奉納・投げ矢・投げ餅
1月下旬	反省会	よし春	13年度祭典反省祭典参加者全員
8月中旬	理事会		平成14年度総会日程等
9月上旬	正副会長会	会長宅	平成14年度総会提出議案について
9月中旬	監査会		平成13年度事業・会計監査
	理事会		平成14年度総会提出議案について ① 平成13年度事業報告・収支決算報告 ② 平成14年度事業計画・収支予算について

※ 練習日程参考カレンダー

平成12年12月							平成13年 1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	3	4	5	6	7	8	⑦	1	2	3	4	⑤	⑥
	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20
	17	18	19	20	21	②②	21	22	23	24	25	26	27
	②④	25	26	27	28	29	28	29	30	31			

平成12年11月26日

法多山田遊祭保存会会員各位

平成12年11月20日

法多山田遊祭保存会

袋井市立袋井南中学校
校長 中山 修 様

会長 山田 大中

静岡県無形文化財
法多山田遊祭保存会
会長 山田 大中

法多山田遊祭保存会練習日程について

日頃 本会事業に御協力を戴きありがとうございます。

中学生の田遊祭舞楽奉納届け願について

さて、標記の法多山田遊祭保存会練習日程を下記の通り開催致すことと成りました。
つきましては、ご多忙とは存じますが、繰り合わせ御出席願いたく御通知申し上げます。
なお、年末・年始の練習会場が違いますので注意をお願いします。

—記—

年 末 の 練 習 日 程

—記—

- 練習日程 12月22日(金) 19:00分 集 合
12月23日(土) 19:00分 集 合
12月24日(日) 19:00分 集 合
- 場 所 尊 永 寺 紫 雲 閣

年 始 の 練 習 日 程

- 日 時 1月5日(金) 19:00分 集 合
1月6日(土) 19:00分 集 合
- 場 所 法 多 公 会 堂

法多地域在住の袋井市立南中学校在学の下記の者、静岡県指定無形文化財法多山田遊祭の保存継受者として、平成13年1月7日に執行される法多山尊永寺本尊に奉納する舞楽に出演参加するために御許可をいただいております。
なお、中学生の出演参加につきましては、袋井市立袋井南中学校の校則を遵守し事故のないよう努めます。

- 祭 典 日 平成 13年1月7日(日)
- 時 間 村方行列(公会堂) 出発 11時40
- 場 所 法多山尊永寺境内 舞 楽 大 師 堂 分 舞 楽 開 始 12時30分
- 参 加 者

学年・組	生徒 氏名	父兄 氏名	住 所
1年2組	山崎 亮介	山崎 升計	袋井市豊沢2426-6
1年4組	伊谷 充弘	伊谷 修一	袋井市豊沢2463

休 暇 願

様

平成 年 月 日

氏名

委 任 状

私こと 平成 12 年 11 月 23 日開催の平成 13 年度法多山田遊祭保存会臨時総会提出

議案について、一切の議決権を () 様に委任いたします。

平成 12 年 11 月 日

住 所 袋井市豊沢

氏 名

上記の者 静岡県無形文化財の法多山田遊祭保持者につき、来る

平成 年 月 日法多山尊永寺本尊に舞樂を奉納するため

下記の期日の休暇を御許可御願申し上げます。

静岡県無形文化財
法多山田遊祭保存会

会 長 山 田 大



記

1. 期 日

平成 年 月 日

保存会資料一三

(表紙)

「田遊祭 保存会 書記 昭和五九・一一」

〈昭和五十七年〉

九月二十六日 定時総会

役員改選 年齢制ではなく、年長より役員を出すべきだという意見あり。

しかも今期は、二〇歳代を止め、次の通り五・五・二の割合で選出する。

五〇代五名、四〇代五名、三〇代二名

監査 前期会長・前期会計 相談役 住職

十月二十七日 役員会 法多山尊永寺

①役員分担 会長一・副会長二・会計二・庶務一・人事二・衣裳二・監査

二・相談役一

十一月十一日 役員会 法多公会堂七時

①予算案作成 ②臨時総会役割

十一月二十七日 臨時総会

①会長挨拶 ②役職発表 ③予算案の発表承認 ④練習日決定

⑤田遊役割決定 ⑥その他

(イ) 六日に衣裳配る

(ロ) 村岡正昭は保勝会から

(ハ) 長江敏夫 出不足金について、この件は賛助会員とする。

(ニ) 矢竹の保存をしてほしい

十二月十九日～二十一日 田遊練習

寺にて 七時～九時

十二月三十日

田遊祭当日に保険へ加入手続き山本四一会計が行く。会社関係へ休暇届。
〈昭和五十八年〉

一月五日 寺にて 田遊練習

練習終了後役員会 当日の餅、矢尻、弓、竹 準備の確認

その他 宵祭りは后五時二〇分公会堂出発

夕食は吉田屋に頼む 上げは山田館

一月六日 七時から六日堂

矢の御祈禱を頼む

一月七日 田遊祭 小雨降る

午前八時から準備 公会堂より東の人は寺 西の人は公会堂

午前一一時一〇分集合 一一時三五分出发

一二時三〇分から始める 終了後片付

一月八日 賛助会員の会費集めを役員でする。

一月十二日 役員会 寺七時

当日雨の為衣裳のよごれについて クリーニングに出すことを決定する。早

乙女及納袴分

七月四日 役員会 寺八時

①南地区及中央公民館落成記念芸能発表会出演について

全員賛成 文化財であること。

清めの舞で太刀・棒とする。

正副会長が市当局と交渉すること。

②本堂落ケイについて

十一月一日 寺でも太刀・棒とする。

七月二十五日 保存会全員協議会 寺八時

①袋井市中央公民館落成記念芸能発表会出演について

②法多山新本堂竣工記念公演について

八月七日 役員会 后八時

太刀……山本博司 棒……山本茂 たいこ……村岡勇二

八月二十八日 中央公民館落成記念芸能発表会

一二時三〇分集合

十月十七日 役員会 公会堂

六時三〇分から会計監査

七時から役員会 会計報告・昭和五十九年度予算案検討・総会日程（十月二

十三日七時）・会議進行

十一月一日 新本堂竣工式の為一一時から

太刀 山本博司、棒 山本茂、タイコ 村岡勇治で本堂前にて舞う。天気快

晴。

十一月三日 太刀 山本四一、棒 戸塚喜久嘉、タイコ 村岡勇治で舞う。

十一月二十日 臨時総会

十二月十八日～二十日 練習

〈昭和五十九年〉

一月五日～六日 練習

一月六日 宵祭り 后五時二〇分公会堂出発

一月七日 田遊祭奉納

二月十三日 役員会 后七時 寺

①賛助会員会費集計 ②衣裳保管箱へ収納

八月五日 むし干し 午前八時～后五時三〇分

衣裳係並びに女子三名に依頼し、寺に於いて行う。

十月十六日 監査会 会計・会長立会の上行う。

十月十七日 役員会 公会堂に於いて午後七時から

十月二十一日 総会 寺にて七時から

①事業報告 ②昭和五十九年決算報告 ③役員改選

三〇歳代二名 四〇歳代五名 五〇歳代以上五名

◎会則 会員の項を次の通り改定する。

「登録者（二〇歳以上）を会員とする。」……原則として舞をする人を会員とする。

十一月七日 新役員会

十一月十七日 役員会

十一月二十五日 昭和五十九年度田遊祭保存会

臨時総会 尊永寺にて午後七時

昭和六十年田遊祭役割発表（参加者）

早乙女九名・カッコー一名・牛二名・嫁一名・田打二名・鳥追五名・納棒

二名・棒一名・太刀一名・白鍬五名・先徒十二名・破魔矢販売四名・総代

二名

田遊祭練習日決定

その他 会長より保存会一〇周年目を迎える。

昭和六十年春頃に全員全体で反省会を行いたい。

中学生の慰労会について。

十二月二十日～二十二日 田遊祭練習

昭和五十九年度は牛ほめ・白鍬の衣裳五着分新調した。

〈昭和六十年〉

一月五日 練習

一月七日 田遊祭

一月二十四日 田遊祭保存会 慰労会 午後六時よりレストラン山田にて

十一月二十三日 昭和六十年総会 寺にて

昭和六十年年度事業報告・決算報告、昭和六十一年度予算案報告・祭典役割発表、その他練習日について

保存会員について 総会にて田遊祭保存会へ新入会者三名

〈昭和六十一年〉

十二月八日 公会堂落成式参加

清めの舞 太刀 鈴木富夫 棒 山本四一

総代（役員）

〈昭和六十二年〉

五月二十三日 臨時総会 一九時三〇分 尊永寺

袋井高校「緑風祭」参加について

①六月六日 開演時間九時四五分 閉演時間一〇時四五分

②出し物 太刀・棒・早乙女・牛ほめ・嫁・牛・カッコー・白鍬

六月三日～四日 尊永寺にて練習

六月六日 袋井高校緑風祭参加

十一月二十九日 総会 尊永寺にて

事業報告・六十二年収支決算・六十三年度収支予算・役員補充の件・賛助

会員の件

役員補充……山本富士麿氏死去に伴い山本四一氏に

賛助会員……会費集めは中止する

〈昭和六十三年〉

十月十七日 通常総会

事業報告・決算報告・役員改選（三〇代二・四〇代四・五〇代六）

同月同日 新役員会

十一月十八日 新旧役員会

十二月十一日 臨時総会

役員分担報告・予算案・祭典役割・練習日

十二月二十日～二十二日 練習

〈昭和六十四年（平成元年）〉

一月五日 練習

一月六日 六日堂

一月七日 準備はしたが陛下御崩御

〈平成二年〉

一月六日 準備

一月七日当日は日曜日で混雑が予想されるので、前日とした。

大師堂……舞台 公会堂……組矢（大弓）・田打道具

一月七日 晴天で人数も多かった。

投げ餅は危険が伴うのでとりやめ、本堂前に並んで箱の中に手を入れて一人一ケずつわけた。（当たりは祝もちとし、破魔矢と交換した。一九五本？）

破魔矢販売は三五〇本とした。

大弓の小型を一ケ作製し、投矢の時に使用する。

……時間のたん縮□の為

〈平成三年〉

一月六日 六日堂

角屋午後五時四五分出発 尊永寺午後六時合流登山

無事太刀、棒の舞を奉納する。

本日日曜日のため、時間を遅らす。

午後七時 練習総仕上げ 市教育委員会より吉岡さん外一名練習風景のビデオ取りをする。

七日の連絡について

公会堂集合午前一一時三〇分まで

公会堂出発午前一一時四〇分

尊永寺前を午前一二時合流し登山する。

投げ餅については昨年同様箱に入れて配る。

一の矢一本、二の矢一本は餅を投げる。二の矢一本については箱の中に入れて抽選とする。

衣裳は七日午後三時三〇分より午後四時までに返納する。尊永寺新館にて衣裳係へ。

中学生五名については七日始業式のため午後一二時三〇分までに学校へ迎えに行く。

七日朝の準備について午前八時 東は山田大中さんより東 尊永寺前へ集合、西は青山金治さんより西 公会堂へ集合

一月七日 青天なれど風の強い寒い一日無事奉納する。

平成三年度田遊祭登山役割

先従士二・旗二・花笠一・太刀一・棒一・大弓五・太鼓四・格好一・田打二・嫁一・納袴二・鳥追五・会長一・総代三・師匠二・矢売り二

十二月一日 平成四年度総会 公会堂午後七時三〇分

平成四年は中学生二名参加。七日始業式のため午前一一時までに学校へ迎えに行く。

(来賓大谷住職より) 本年は本堂工事のため練習を公会堂で行う様お願いしたい。

補助金について

平成四年度二八〇万円強く申請(衣裳代)。

ビデオ取り等平成五年度に計画する。

十二月十九日 練習第三日 午後七時法多公会堂にて

年末練習最終日。新年は一月五日午後七時法多公会堂にて練習を始める。

会長より健康に注意し全員無事参加できるようにとの挨拶あり。

本日休暇を発行する。

〈平成四年〉

一月五日 六日堂について打合せ

午後四時三〇分 多福久集合 食事に村岡屋

出席者 総代・保存会役員全員・太刀・棒・師匠太刀・棒以外は全員ハッピを着用。尊永寺前午後五時合流する。

一月六日 六日堂

午後四時三〇分多福久出発 尊永寺前午後五時合流

雨のため太鼓にビニールを掛け登山を行う。

一月七日 田遊祭

心配された雨も上がり暖かな良い天気

午前一二時より始め無事終了。破魔矢も完売。

〈平成五年〉

一月七日 準備

青年会館から東 責任者石川信夫

西(公会堂) 責任者村岡嘉男

矢組……山本四一・山崎升計ほか五名

花笠……井谷基治ほか早乙女

かつこう……山本悟

田打ち……田打ちほか山本康弘(山本忠幸公会堂にて田打ちの準備)

旗……井谷基治

のつとう……山本康弘

しめ縄……井谷照夫・井谷広男

もち袋詰め……山本秀典

小中学生迎え……井谷又一

昼食手配……山本秀典

御神櫃・太鼓……井谷文孝・伊谷勝

当日雨で苦労した。ビデオ取り実施。↓後日ビデオ販売

〈平成六年〉

九月二十五日 平成六年度総会

①事業報告

②決算報告 尊永寺、保勝会よりの補助金の増額を希望したい↓次期役員にて検討されたい

③役員改選 前回は三〇代以下で二名、四〇代四名、五〇代以上四名↓採決の結果前回通り

十一月十日 役員会 一九時 公会堂

①太鼓補修の件 尺八寸片面張替 浜松九万円、掛川八万四千元

②片面張替 一四万円 役員会にて片面張替を依頼する。

③やはり昨年の人に依頼する。

④投げ餅米代 一俵二万三千元 二俵発注する。

十一月二十六日 法多山田遊祭総会（臨時）

①議長選出

②田遊祭予算について

③太鼓修理について 掛川に依頼 片面張替

④祭典役割について

⑤練習日について

⑥市の観光協会から大師堂の照明予算補助金

その他 師匠の衣裳を考えてほしい。

〈平成七年〉

七月十六日 役員会 寺 一九時三〇分

①衣装虫干しについて

②田遊祭歌詞集について

一、歌詞読本作成

二、録音テープ作成

三、田遊祭歌詞読本作成委員選考する

③平成八年度総会について

九月に決算予算、十一月に役割他

七月二十一日 田遊祭歌詞読本作成について 寺

歌詞読本作成委員選出 正副会長・師匠・総代にて

七月三十日 第一回歌詞読本作成 一九時三〇分 寺

①のつとう ②とりおい 誤字やまちがいをチェックして見直す。

八月四日 虫干し片付

午前 女子五名 他二名手伝

一七時三〇分から片付の予定が早く片付き

一七時三〇分〜会食

八月六日 第二回歌詞読本作成 一九時三〇分 寺

①田打 ②早乙女

八月二十日 第三回歌詞読本作成 一九時三〇分 寺

①しらくわ ②他 台本最終調整（田打・のつとう）

八月二十七日 第四回歌詞読本作成 一九時 寺

① 台本最終調整 しらくわ・とりおい・そうとめ

九月三日 第五回歌詞読本作成

①歌詞読本完成の為 歌詞の練習

一、とりおい 二、のつとう 三、牛ほめ四、そうとめ 五、しらくわ

十月二十八日 田遊祭歌詞集練習(テープ) 午後七時

一、納袴 二、鳥追い 三、白鍬

十月二十九日 同

一、納袴 二、早乙女 三、鳥追い

十一月三日 同

一、鳥追い 二、田打 三、早乙女

〈平成八年〉

九月十五日 監査会 一七時 レストラン山田

役員会 一八時 レストラン山田

田遊会員年齢は九月一日現在とする。

九月二十二日 総会 尊永寺 一九時

出席三二名 委任状六名 総数四三名

事業報告・収支決算・役員改選について

十一月十七日 臨時総会 尊永寺紫雲閣 一九時

四三名中 出席二八名 委任状一〇名 欠席五名

今後司会者は庶務が行う

事業計画(案)・収支予算(案)・祭典役割・祭典練習日程

祭典役割、ハッピ番号については別紙にて

役員改選年代別人数 三〇代二名(衣装・資材)・四〇代四名(衣装・資材)

二・会計)・五〇代三名(衣装・人事・庶務)・六〇代以上三名(会長・副

会長)

〈平成九年〉

一月六日 六日堂 大師堂

角屋前 一六時三〇分 集合

行列 一六時四〇分 出発

太刀・棒の舞奉納

参加者 太刀・棒の役、役員、師匠、総代、太刀・棒係 下山後角屋にて夕食をとる。

一月七日 田遊祭典準備 八時 公会堂・大師堂

田遊祭典 大師堂

法多公会堂集合(先従士除く)全員一二時二〇分

行列出発 道具持参の上 一二時四〇分

寺側と合流 参道にて 一二時〇〇分

田遊の舞奉納 一二時三〇分

着付は長江千恵子(信徒会館)

片付は村岡菊枝(公会堂)

祭典特別参加 市役所市長代理(助役)・観光協会会長

二名の着付は紫雲閣にて長江秀子さんが行う。

舞奉納終了後、投餅を行い寺側の後より下山行列し、その後舞台の片付をして公会堂に集合。

一月八日 衣装収集 公会堂 一九時より

出席者 衣装係・正副会長・庶務が受け取る。

一月二十六日 田遊反省会 よし春 一八時

祭典参加者・住職 三名欠席

七月六日 正副会長会 公会堂 一九時三〇分

庶務・会計出席

①田遊祭衣装等虫干しについて

予定 場所：尊永寺紫雲閣

期間：七月二十六日(一三時三〇分)〜

八月一日(九時〇〇分)

格納 八月一日(一〇時〇〇分) 正副会長・役員・部落の女性五人たのむ。
②ビデオ録画について

七月十八・十九・二十日を予定したが、暑い時期であり舞を行う人も大変であるため秋に変更する。

七月二十六日 衣装虫干し 尊永寺紫雲閣 一三時三〇分

八月一日 衣装虫干し撤去、格納 尊永寺紫雲閣 一三時三〇分

朝、女性による衣装アイロン掛け 八時三〇分より

朝から大雨のため一部撤去したが、湿気のあるものもあるため一部だけにし、残りは八月十日に再度行うようにした。

八月十日 衣装虫干し収納 紫雲閣 一三時三〇分

出席 正副会長、衣装係で行う。

夏場は雨の多い時期にて湿気があるのでカビが発生しやすいので、来年より秋に虫干しを行った方がよい。

十一月二日 記録保存ビデオ撮り 法多公会堂一九時

出席者：役員 撮影者：石川京一 師匠：山本茂

練習 太刀の舞二名・棒の舞一名・太刀の舞二名・棒の舞一名

本日は初日のため練習だけで終了

十一月三日 記録保存ビデオ撮り 法多公会堂一九時

出席：役員 撮影者：石川京一 師匠：山本茂・山本博司

一回通り練習を行い二回目より本番に入る。

太刀の舞・棒の舞・太刀の舞

注：記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財関係の資料は総会資料の中に別紙にてとじてある。

十一月三十日 臨時総会 法多山尊永寺 一九時

四三名中 出席三七名 委任状一〇名 欠席六名

役割について年齢の若い順に出していく。人事が行う。

なお、法多山田遊祭は平成十年より国の民俗無形文化財に指定されると、国の文化財保護審議会より答申された。

〈平成十年〉

一月六日 六日堂 大師堂

多福久前 一六時三〇分集合

行列 一六時四〇分出發

太刀・棒の舞奉納

十月四日 法多山田遊祭保存会通常総会

尊永寺紫雲閣 一九時三〇分

役員は三〇分前に集合

四三名中出席三〇名 委任状一〇名 欠席三名

①平成十年法多山田遊祭保存会事業報告

②平成十年法多山田遊祭保存会収支決算監査報告

③法多山田遊祭保存会会則の一部改正について

質問：会則改正の施行日は総会の日でもよいではないか。

答え：田遊祭の期は九月一日より次年度の八月三十日となっているので

九月一日施行日とした。

質問：「法多部落に居住」をなくした原因は。

答え：「法多山尊永寺の檀徒であつて」にしたのは、法多部落に居住と

いうことは範囲がせまくなる。できるだけ檀徒として部落外でも会員と

多く参加できるようにしたい。正月の行事でもあるので。

以上、賛否を取り多数の賛成であった。

④法多山田遊祭保存会役員改選について

年代別役員数につき検討する。二〇代は除外する。

三〇代三名、四〇代三名、五〇代三名、六〇代以上三名

年によって年齢数が違ってくるが、基本として三名ずつに年代別に分かれ役員をそれぞれ選出する。

総会閉会后、役員を決定する（理事会）。なお、互選により会長・副会長決定。

十月二十四日 衣装虫干し 役員全員 九時～

十一月一日 衣装収納 役員全員 一五時～

十一月二十一日 法多山田遊祭保存会臨時総会 紫雲閣 一九時～

会員四〇名 出席二八名 委任状一〇名 欠席二名

①平成十一年度事業計画について 庶務担当

②平成十一年度収支予算について 別紙による 会計担当

③平成十一年度祭典役割 人事担当

④平成十一年度祭典練習日程について

〈平成十一年〉

九月十五日 平成十二年度法多山田遊祭保存会総会 尊永寺紫雲閣 一九時～

出席二七名 委任状六名 欠席七名

①平成十一年度法多山田遊祭保存会事業報告

②平成十一年度法多山田遊祭保存会収支決算報告

③平成十二年度法多山田遊祭保存会事業計画

④平成十二年度法多山田遊祭保存会収支予算案

⑤その他 『法多山の田遊祭』が国の文化財としての「記録作成等の措置」を講ずべき無形の民俗文化財に「選択された。このため、現地調査等が行われる予定である。

第三章 法多山の歴史と民俗

第一節 尊永寺の由緒と信仰

一 寺院構成と寺僧

法多山尊永寺は、古くから遠州を中心に広く民衆の信仰を集めてきた名刹で、近世の寺領朱印高は二〇五石にもおよんでいる。高野山釈迦文院の末寺であることから、遠州の高野山ともよばれてきた。

寺伝によると、その創建は聖武天皇の時代にさかのぼり、勅命をうけた行基が自ら正観世音菩薩を彫刻・安置し、開創したものとされている。もとよりそれは確証のないことではあるが、白河天皇や後白河天皇の勅願寺であるともいわれ、

また観音信仰とのかかわりなどからすれば、おそらく平安末期頃には、すでに真言宗寺院としての活動が始まっていたと考えられる。

尊永寺の由緒が、現在残されている古文書から確実に知られるのは戦国期からであり、「法多寺」に宛てて「寺家棟別并門前等」を寄進した今川氏親書状（『袋井市史』史料編一、一六三三号。以下、一―一六三号とする）が最初のものである。その後、天文二年（一五三三）には今川氏輝が「法多山」宛てに（一―一六九号）、また天文五年には家督相続間もない今川義元が

「法多寺」宛てに（一―一七五号）、それぞれ寺領等の安堵を行っている。このように戦国期には、もっぱら「法多寺」あるいは「法多山」とよばれていた。

山内には往古六二坊あったといわれているが、近世初頭以降は十二の院・坊ようになっていた。天正十八年（一五九〇）の「遠江国法多山」宛の豊臣秀吉朱印状によると、学頭坊・一乗院・法蔵院・無動院・法幢坊・円蔵坊・自性院・察蔵院・法生坊・西前院・悉地院となっている（一―三九一―号）。これらの十二院・坊は近世を通じて変わらず、それぞれ学頭坊は二〇石、一乗院は三〇石、その他の院・坊には各七石ずつの朱印地が分与され、幕末に至っている。

このうち、学頭坊とは一山の寺務を統括する学頭職に任せられたものであり、法多山では正法院と一乗院とがこれに就任することができた。それゆえ、秀吉朱印状で学頭坊といわれているのは、正法院のことになる。

この両院の内では、中世から近世初頭に至るまでは、むしろ一乗院の方が有力であったとおもわれる。まず、今川義元・武田勝頼・小笠原信興らの判物が、いずれも「一乗院」宛になっていることである（一―一八四・三三〇・三四一―号）。また、一乗院第一世淳栄は学頭職に任せられ、元和七年（一六二一）の文書では、学頭坊淳栄・院主坊秀円（正法院第一世）の署名となっている（尊永寺文書）。さらに、秀吉朱印状で分与された朱印高についても、一乗院の方が学頭坊たる正法院を上回っているのである。しかしながら、どのような事情によってか、両者の位置と役割に変化があったとみえ、その後は近世を通じて正法院が学頭坊となっており、一乗院は院主坊として現れているのである。

この正法院・一乗院を別格として、他の一〇院・坊は、寺領の支配や経営などの任に当たり、毎年輪番制で年預と目代とを務めていた。これには組み合わせが決まっていた、文化・文政期以降の諸帳面の記載によれば、表3・1にみられるごとくであった（『法多山尊永寺文書目録』参照。以下、『目録』とする）。

すなわち、表3・1はある程度連続してわかる時期ということで、文化十二年



3-1 正法院跡（現尊永寺本坊）

表3-1 年預・目代の推移

年代	年預	目代
文化12(1815)	法幢坊	大正院
文化13(1816)	察蔵院	法蔵院
文化14(1817)	法生坊	西前院
文政元(1818)	悉地院	円蔵坊
文政 2(1819)	自性院	無動院
文政 3(1820)	大正院	法幢坊
文政 4(1821)	法蔵院	察蔵院
文政 5(1822)	法生坊	西前院
文政 6(1823)	—	—
文政 7(1824)	無動院	自性院
文政 8(1825)	法幢坊	大正院
文政 9(1826)	察蔵院	法蔵院
文政10(1827)	法生坊	西前院
文政11(1828)	悉地院	円蔵坊
文政12(1829)	自性院	無動院
天保元(1830)	大正院	法幢坊
天保 2(1831)	法蔵院	察蔵院
天保 3(1832)	西前院	法生坊
天保 4(1833)	円蔵坊	悉地院
天保 5(1834)	無動院	自性院

(一八一五)からの二〇年間分を示したものである。これより第一に、この組み合わせは、法幢坊・大正院から自性院・無動院までの五組であったことがわかる。第二に、この間では文政五年(一八二二)の法生坊・西前院のみを例外として、他はすべて次回の担当のたびごとに、年預と目代とを交替していることである。それゆえ、史料を欠いている文政六年は、「年預円蔵坊・目代悉地院」と推測される。

第三に、表からは離れるが、このような組み合わせの比較的早い事例としては、明和七年(一七七〇)の「無動院・自性院」、寛政七年(一七九五)の「年預法幢坊・目代大正院」がみられる(『目録』二八八・六二四号)。それゆえ、遅くとも一八世紀半ば頃までには、このような運営方式が成立していたと考えられる。

第四に、幕末になると、どういう事情によってか、次第に年預や目代を務められなくなるところが出てきて、それまでの態勢を維持することがむづかしくなってきたようにみえることである。たとえば、嘉永三年(一八五〇)の場合は、「年預無動院代悉地院・目代自性院」となっていて(『目録』六五二号)、無動院が年預を務められなくなったことを示している。それ以降になると、察蔵院や法蔵院なども、代わりの院・坊を立てるようになって(『目録』五七七・五八

傳法許可灌頂印信

昔大日如来開大悲胎藏金剛秘密内院界會教
金剛薩埵數百歳之後授龍猛菩薩如是金剛秘
密之道追昔相師根本阿闍梨法大師既八葉
今至惠身金剛界第五十代大悲胎藏四十九代
傳授次第師資血脈相承明鏡也小僧數年
求法之誠幸隨先師差探和上受許可灌頂秘法
爰大法師英辨深信三衣具音久學而邪大法今
機縁相催已所授許可灌頂衣印也能洗五塵
之深可期八葉之運是則師佛恩答師德吾願
如此不可餘念耳

天保五年歲次庚申六月十日金曜耳露

傳授大阿闍梨法印體音

備考欄に註記したように、一乘院や他の一〇院・坊から入ったり、後に隠居したり、あるいは本寺高野山へ転じたり、逆に高野山から住職に入るものがあるなど、はなはだ複雑である。住職であった時期を正確に知るためには、本来ならば晋住しんじゅうの年月を明らかにすることが望ましいのであるが、過去帳という史料の性格上、残念ながら寂年じやくねんによらざるをえない。

ところで、真言宗の寺僧になるためには、厳しい修行を行い、大日如来の秘印明を授ける伝法灌頂を経なければならなかった。これが修了すると、師より印信・許可状・血脈などを授与され、阿闍梨位に就くことができた。たとえば、現在尊永寺には、第二四世住職英弁が天保十四年(一八四三)に大法師の時に授けられた伝法許可灌頂印信と印可が残されており(二一九六号)、前者は写真にみられるような文書であった。

一号など)。

つぎに、尊永寺の寺僧についてみよう。まず正法院や一乘院の歴代住職であるが、戦国期以前では世代録が焼失したようで、ほとんど明らかにすることはできない。わずかに、永禄二年(一五五九)の今川義元判物が「一乘院快瑠」に宛てられていて(二二〇三号)、当時快瑠が一乘院の住職であったことが知られる程度である。現在尊永寺において、

先師過去帳や位牌などから明らかにすることができると、正法院(学頭坊)の歴代住職は、近世以降については表3・2のごとくである。

表3-2 正法院（学頭坊）歴代住職

世代	住職名	寂年	備考
第1世	法印権大僧都 秀円	慶長15(1610). 2. 11	西前院より
第2世	法印権大僧都 秀有	万治3(1660). 11. 4	西前院より
第3世	権大僧都 秀有	寛文2(1662). 11. 15	
第4世	法印権大僧都 秀有	元禄5(1692). 9. 24	
第5世	法印権大僧都 秀有	正徳2(1712). 6. 29	法蔵院より
第6世	法印権大僧都 秀有	正徳5(1715). 4. 30	円蔵坊より
第7世	法印権大僧都 快翁	正徳6(1716). 1. 2	自性院より
第8世	法印権大僧都 秀有	元文5(1740). 6. 5	大正院より、隠居して法生坊へ
第9世	法印権大僧都 有純	寛保3(1743). 2. 29	自性院より
第10世	法印権大僧都 智山	寛保4(1744). 12. 30	円蔵坊より
第11世	法印権大僧都 良敏	寛延4(1751). 2. 20	西前院より
第12世	法印権大僧都 堅敏	明和元(1764). 6. 26	
第13世	法印権大僧都 智敏	安永8(1779). 8. 16	西前院より、隠居して大正院へ
第14世	法印権大僧都 実剛	天明元(1781). 8. 26	一乗院より
第15世	法印権大僧都 智剛	天明4(1784). 12. 18	法生坊より
第16世	法印権大僧都 智恵	文化14(1817). 12. 1	一乗院より、後西山寺へ
第17世	法印権大僧都 智恵	文化15(1818). 2. 19	法生坊より
第18世	法印権大僧都 智盈	文政3(1820). 8. 27	一乗院より、隠居して法蔵院へ
第19世	法印権大僧都 智敏	文政3(1820). 2. 26	一乗院より
第20世	法印権大僧都 智慈	天保13(1842). 8. 23	一乗院より
第21世	法印権大僧都 智鳳	弘化2(1845). 3. 11	無動院より
第22世	法印権大僧都 智明	安政3(1856). 12. 21	西山寺より、隠居して同寺へ
第23世	伝燈大阿闍梨 良快	安政2(1855). 12. 1	高野山功德聚院より、後戻る
第24世	法印伝燈大阿闍梨 英心	明治8(1875). 9. 1	後高野山功德聚院へ
第25世	法印伝燈大阿闍梨 英心	明治11(1878). 2. 15	
第26世	法印中僧正 純教	大正9(1920). 2. 21	山主の妻帯始まる
第27世	贈権大僧正 耕孔	大正11(1922). 10. 31	讃岐国葉山後、1年間兼務住職
第28世	増大僧正 有純	昭和30(1955). 3. 6	前任退山後、3年間晋住
第29世	権中僧正 有純	昭和27(1952). 12. 4	大谷家の家督継承
第30世	権大僧正 純信	昭和45(1970). 4. 27	昭和45(1970)年、晋住

一般には、この後修学年次や寺格などに従い、僧位・僧官なども順次進んでいくのである。正法院第一七世恵道の場合についてみると、天明三年（一七八三）に権律師（二一一八九号）、天明七年（二七八七）に権少僧都（二一一九三号）、寛政三年（一七九二）に権大僧都（二一一九二号）と順次昇進し、同七年には法印（二一一九三号）となり、同十二年には香衣・浅青・薄黄色の色衣の着用を許されたのであった（二一一九四号）。

おそらく他の歴代住職も、ほぼ同様の過程を経て昇進したものとおもわれ、第二二世智明までの僧位・僧官は、「法印権大僧都」どまりとなっている。このうち、第二一世智鳳思玄は、それまで口伝によるところが多かった田遊びについて、その詞章を残したことで知られている。

第二三世から第二五世までは、「伝燈大阿闍梨」というそれまでにない特別の僧官に就いているが、これは高野山の住職になったからである。第二三世良快の場合、高野山功德聚院の住職であったが、焼失した法多山の本堂再建のため、一山を挙げて頼み込み、学頭坊正法院の住職に迎えたといわれている。

第二六世からは明治以降になるが、寺格が上がったためか、「中僧正」「大僧正」などにまでなっている。なお、大谷家の家督という点では、純教―純信―純仁と継承されて、現在に至っている。

二 寺領と朱印地

法多山尊永寺の近世における寺領としては、いわゆる朱印地四カ村と法多・二軒屋の門前寺領と、大きく二つの部分からなっていた。前者はさまざま機会に寄進され、領主権力によって安堵されてきた寺領であり、後者は安堵されるまでもない古来からの膝下の寺領であった。そのため、前者と後者とでは、当然のことながら寺領支配の性格が異なっていた。

すなわち、朱印地四カ村の場合は、他の大名領・旗本領・寺社領などと相給に



3-3 今川義元判物

なっていることが多く、法多山の支配も、主として年貢の収納にとどまっていた。ところが門前寺領の場合は、門前百姓の負担は年貢にとどまらず、人足・寺役などの諸役負担も義務づけられていたのである。ここでは、後者の門前寺領の問題は第二節に譲り、前者の朱印地四カ村にかかわる寺領問題についてみておくこととしよう。

法多山の寺領の多くは、中世を通じて在地の土豪、今川氏やその家臣たちによって寄進されてきたものである。その具体的な内容は、

天文十年（一五四二）二月十三日付けで「法多山」および「法多山一乗院」に宛てられた今川義元判物によって知ることができる（一一一八三・一八四号）。

すなわち、「遠州法多山仏供田・灯明田之事」として義元から安堵された法多山の寺領は、浅羽庄内六町七反・石野郷内三町一反・横地方曾我庄内五反・曾我庄内所々六反・高部郷内二反三杖（一杖は七二歩）・曾我領家方一町・各和殿寄進六反、以上七カ所、合わせて一二町七反三杖となっている。同じく、「遠州法多山一乗院領之事」とする寺領は、横地方曾我庄内一町・曾我庄内八反の二カ所、合わせて一町八反であった。

その後、永禄五年（一五六二）の今川氏真判物によれば、義元時代の法多山領に、さらに諸井郷一反・河井郷三杖の二カ所、合わせて一反三杖の寄進分が加えられている（一一二一九号）。このように、戦国期に今川氏によって安堵された法多山領は、一乗院分も含めると、合わせて十一カ所、十四町七反一杖であった。地域的にみると、浅羽庄の六町七反、曾我庄内所々の三町九反、そして石野郷の三町一反などが、比較的まとまっていたといえよう。

表 3-3 慶長 9 年（1604）検地の法多山領

寺 領	地 積	石 高
佐野郡領家村	4. 町 3. 反 8. 畝 23 歩	51. 石 18832
山名郡石野村	4. 5. 5. 03	50. 97031
山名郡篠ケ谷村	6. 5. 2. 24	69. 00000
山名郡貫名村	5. 7. 4. 02	(63. 94360)
計	21. 2. 0. 27	235. 10223

天正十八年（一五九〇）の「遠江国法多山」宛の豊臣秀吉朱印状においては、法多山領として佐野郡曾我三五石・山名郡石野郷四八石・浅羽庄柴村六九石・山名郡貫名五三石、合わせて二〇五石が改めて寄進されている（一一三九〇号）。これらは貫名郷を除いて、その所在地名や石高からすれば、「当知行之員数」に任せてといわれているように、戦国期の法多山領がほぼそのまま安堵されたものと考えられる。

そしてこれらの寺領は、慶長七年（一六〇二）の徳川家康朱印状によっても、まったくそのまま安堵されているのである（二一一二号）。秀忠・家光をはじめとする歴代將軍の継目安堵朱印状も同様で（『目録』三一―三一九号）、法多山の朱印地は近世を通じてこの四カ所、二〇五石であった。なお、この二〇五石という朱印高は、地方の寺院としては格段に大きなものであった。ちなみに遠州で見れば、鴨江寺の二一五石に次ぐものであり、他に一〇〇石以上のところは、頭陀寺二〇石・西楽寺一七〇石・医王寺一三五石を数えるにすぎない。

ところで、ここで問題にしなければならないことは、幕府によって安堵された朱印状の石高と所在地とが、実際の近世の法多山領とはやや違っていたことである。慶長九年（一六〇四）には、いわゆる「辰之御繩」とよばれる遠州総検地が実施されたが、その検地結果を法多山領について整理したのが表 3-3 である。貫名村については、検地帳に石高が記されていないため、寛文十三年（一六七三）

表3-4 明治2年(1869)調査の尊永寺領

旧村名	旧領名	旧高
領家村	太田備中守領分	898.石066
	尊永寺領	51.18832
	長昌寺除地	0.620
石野村	西尾隠岐守領分	784.960
	尊永寺領	50.97031
篠ヶ谷村	菅谷主税知行	57.065
	尊永寺領	69.000
	観音堂領	24.000
貫名村	尊永寺領	71.389

第二に、実際の寺領が朱印状の寺領と、所在地を異にしていることが問題となる。すなわち、石野村と貫名村は朱印状と同じであり、領家村も旧曾我郷内ということで一応問題ないが、浅羽庄柴村が同じ六九石の石高ではあるが、近隣の篠ヶ谷村に換わっているのである。これはどういう事情であるか、残念ながら明らかにしえないが、近世初頭の慶長九年検地段階からすでにそのようになつていた。それにもかかわらず、歴代將軍の朱印状では最後まで浅羽庄柴村となつており、朱印状および朱印地とは、ある意味ではそのように名目的なものであつたことに注意する必要がある。

の検地帳を参照した。この近世初頭の寺領が、幕末までほぼそのまま維持されてきたことを確認するために、明治二年(一八六九)の調査に基づく尊永寺領を、『旧高旧領取調帳』によつて示すと表3-4のごとくである。

これらの表より、まず第一に、近世における法多山の実際の寺領石高は、表3-3では二二三石余り、表3-4では二四二石余りと、いずれも二〇五石の朱印高をかなり上回っていることである。しかしながら、この点については寺社領のみならず、大名領・旗本領などでも一般的にみられる傾向であつた。つまり、朱印状に示されたいわゆる表高は近世を通じてほとんど変わらず、それに対して、検地に基づく実際の所領高であるいわゆる内高は変化し、表高を上回るのがむしろ普通であつた。

三 厄除観音信仰

法多山尊永寺は、一般には「法多の厄除けさん」とよばれるほどに、厄除観音として知られており、遠州を中心に広く民衆の信仰を集めてきた。正法院は不動明王、一乗院は薬師如来を本尊とするが、一山の信仰の中心は聖観世音菩薩にあり、観音堂をもつて本堂としていた。以前は莊嚴を極めた一〇間四面の本堂であつたといわれているが、その本堂は弘化四年(一八四七)の火災で焼失してしまつた。

この弘化四年の火災から、安政四年(一八五七)の仮再建に至る過程をみると、当時の法多山厄除観世音に対する信仰の広がりを知ることができる。すなわち、法多山では再建費用を得るために、本寺高野山や遠州を中心とする諸寺から寄付を募り、また、伝馬金や講金などから借金を行っている。さらに、嘉永元年(一八四八)には『厄除観世音再建勸進帳』を諸村に廻し、その序において観世音信仰の功德を説き、浄財の寄付を要請したのである(『目録』七一六・七一七号)。その内容を示すと、つぎのごとくであつた。

厄除観世音再建勸進牒序

白川両帝勅願所法多山ハ、往昔行基大士聖武皇帝の詔を承て、諸人の厄災を濟はん為に観世音の尊像を安置し給ふ靈場なり、抑此菩薩ハ大慈大悲の門に出て、諸の災難を祓ひ、普く福智の二徳を与へ給ふ、経日福聚海無量観音妙智力云々、誓願豈空しからん哉、嗚呼時なるかな、弘化二乙未春伽藍一時に回録の災に罹れり、於是一体の衆徒等悲嘆寢食を忘る、然といへとも尚尊像の恙なかりし事、即靈験のいたす所なり、因て茲に再建の志願を發し、普く十方にとひ、有信の良材を集め、速に旧粧に復せんとす、仰希ハ善根を積、余慶を子孫に伝るの浄財を投し、伽藍円成の望を遂給ハ、衆徒の満足ハ云も更にて、菩薩の功德亦少なからん哉と云爾



3-4 安政4年(1857)再建本堂

が圧倒的に多く、三〇〇人余り、金一〇〇〇両余り・銭一一〇貫文余りとなっている。鶴松村(袋井市)の庄屋を務めた永井家に残された文書によれば、嘉永二年に「法多山再建寄付取集メ帳」を作成していて、村人からの奉納金を取りまとめていたことが知られる(一一二〇四号)。おそらく他の村々でも、同様の方式がとられたのであろう。

第二位は現在の掛川市域で、一六〇人余り、金七〇〇両余り・銭一〇〇貫文余りとなっている。第三位以下はずっと少なくなり、一〇〇両をこえたものは、浜松市域で一四〇両余

嘉永元申の冬

法多山尊永寺

衆徒 中[㊦]

横須賀

清水八十郎[㊦]

掛川宿

村松亀右衛門[㊦]

川井村

小栗平七郎[㊦]

世話人
金銀預り

法多山のこの訴えに応じたものは、西は現在の湖西市や三ヶ日町、東は川根・中川根・本川根町まで、ほぼ遠州一円におよんでいる。一部に島田や駿府のものも含まれていて、法多山厄除観音信仰の広がりを示している。



3-5 昭和58年(1983)建立本堂

り、浅羽町域で一二〇両余り、大須賀町域で一〇〇両となっている。いずれにしても、近世後期における法多山の厄除観音信仰は、遠州を中心に、民衆の間に広く浸透・定着していたのである。

やがて近代になると、明治政府の寺社政策に基づいて、明治九年(一八七六)に正法院は一山の総称である尊永寺を称することになった。これによって、十二院・坊の体制は廃止されることになったのである。院主坊一乗院のみは残されたが、これも明治二十年に焼失したため、大正四年(一九一四)になって尊永寺に合併された。

れた。

また宗門全体についても、大正十四年十二月に真言宗の高野派・御室派・大覚寺派が合同して、新たに古義真言宗を称するに至った。その寺格は、高野山金剛峰寺を総本山として、仁和寺・大覚寺の大本山がこれに次ぎ、以下、準大本山・別格本山・準別格本山・中本寺・小本寺・孫末寺・曾孫末寺と定められた。法多山尊永寺は、昭和四一年(一九六六)になって、別格本山に列せられた。

昭和五八年(一九八三)秋、尊永寺の本堂が再建された。安政四年(一八五七)に仮再建された本堂が、一二〇年余りの年月を経て、改めて本格的に再建されたのである。翌年春には、盛大に落慶法要が営まれたが、法多山尊永寺の長い歴史の中に新たな歴史をきざみ、今日に至っている。

(本多隆成)

第二節 近世の法多地区

一 門前の諸相

法多地区は、法多山尊永寺の古来からの門前寺領で、江戸時代の郷帳類には、村名が見えない。ただ、横須賀藩の文学教授長であった八木美穂が、弘化四年（一八四七）～安永元年（一八五四）頃誌した『郷里雜記』には、法多里また法多町・法多村とも云うとある。

尊永寺所蔵文書を基に江戸時代の法多地区の様子をみると、同地区は尊永寺に對し、門前と呼ばれている。まず、門前の人口・石高・職業などを調べてみる。文化元年（一八〇四）の人別帳（尊永寺文書、以下尊永寺文書は略ス）では、僧十二人、門前男一〇六人、女一一一人がおり、明治四年（一八七一）の宗門人別改書上帳では、寺方四人、寺方侍・下男一〇人、北谷寺僧一人、門前家数五〇軒、男九九人、女九三人がおり、石高二四二石余、内百姓持一四二石余、入作持九七石余であった。

また、天保十二年（一八四一）の書上には、門前百姓の職業が書かれており、農業の者三二人、農業の傍ら茶屋・商売・木挽・神酒造り・あめ売りなどを行っている者がおり、他に大工・奉公人・日用稼ぎ・日用稼ぎの飯や・わらじづくりなどの者がいたことがわかる。また、天保五年（一八三四）の「酒造高書上」では、元禄一〇年（一六九七）改めの時、一石、当年は三斗三升余りの酒を造っており、寺の行事にも御神酒として使われていた。そして、年未詳だが、「門前茶屋売物一切書上」には、酒十二文、めし一膳十二文、豆腐四〇文、にしめ八文、大ぞうり十二文、女ぞうり九文、わらじ十一文と門前茶屋で売られていた物と値段がわかる。法多山では、宝暦九年（一七五九）袋井宿から仁王門までの参道に、施主を募って町石を立てたり（袋井市史資料編）、天保二年（一八三二）、参拝人が混みあい難儀につきとして、袋井宿の間口二間通りの宅地を六〇両で購入し、

現在も法多小路と呼ばれる参拜道を巾六尺から三間二尺に拡張している。参拝人の賑わいが想像される。門前茶屋なども賑わったのではないだろうか。

尊永寺の朱印地は、領家・篠ヶ谷・石野・上下貫名の五ヶ村にあり、それぞれ掛川藩・横須賀藩・旗本領や他の寺社領との相給支配であった。年貢の収支や堤・用水路の普請など、寺の朱印地の支配の様子が尊永寺文書によって知ることができる。朱印地の耕作には、その村の住人の他、寺に長く勤めた者を、居屋敷・家作まで永久に差し遣して経営したり、門前の百姓が耕作を請負うこともあった。

門前百姓には、年貢の収支の他、神事祭礼と諸役が課されていた。延宝二年（一六七四）尊永寺より幕府代官雨宮勘兵衛に出された、貫名村の者我俣についての嘆願に、江戸御年頭は、門前の者ばかり召連れて行くとあり、諸役の賦課が朱印地の百姓と異なっていた。尊永寺は、横須賀藩領の所轄であったらしく訴訟なども同藩の寺社奉行所に出されている。このため同藩へは、寺より毎年正月の年頭挨拶があり、隔年の掛川藩への年頭、江戸参府などの人足、各地への使い、芝刈りや普請など、様々な夫役が門前百姓にはあった。これらの夫役には、例えば、中泉御陣屋へ松茸を遣す人足に六合などと、給米が支給されていた。また、文化十一年（一八一四）秋、年預寺から門前百姓へ、法野から仁王門までの道筋に草が多く、参拝者が難儀しているため、道繕いの寄進の申し出をした所、門前では、人足一人米一升を支給されれば、永代春秋二季無扶持にて請負うとして、寺から米四俵が遣わされ、参道の道繕いをする様になった。

そして『郷里雜記』には、「此里人毎年正月七日ニ觀音堂ノ前ニテ田遊ト云事ヲ為ス。此田遊ノ時柴村ヨリ供物ヲ捧来テ白山権現ニモ觀音菩薩ニモ奉ルナリ」とある。田遊びが門前百姓の重要な神事祭礼であった事が、近在に知られていたのであろう。ちなみに、この時の柴村の村人の接待は、寺で行っていたらしく、万延二年（一八六一）の「本尊金銭小遣帳」では、「百文 柴村例年客来野菜料、祝盃・御飯・三菜にて差出候」とあり、安政三年（一八五六）の「年頭坊年中行

事」には「三宝三ツ組・蠅子・冷酒・御膳を出し、年頭坊もてなし相伴すべき事」とある。

また、年未詳だが、「初午役割帳」が残されており、初午・二の午の門前百姓の役割が記されている。安政三年（一八五六）の「年頭坊年中行事」には、正月二〇日には、門前より女役が出て、寺にて粥をつくり村中残らず振まうとある。門前では、一年を通して寺の行事や神事祭祀に、それぞれの役目を務めていたであろう。

二 古門と新門

門前は、行政的には庄屋・組頭・百姓代の村方三役や五人組もあり、一村の形態をとっていた。そして、門前百姓は、古くから門前に住みついていた有力百姓と思われる古門と、新しく入った者や小百姓と思われる新門とに分かれていた。この二つの階層がいつ頃から形成されたものかさだかではないが、現在残されている尊永寺文書の中では、幕末に古門と新門の間で村役等について争いが起きている。

古門は元々十六軒あり、六人で年寄と称していた村役を勤め、一度退役すると再役はしない事になっていた。この年寄役には、年寄山という村役人の持山があり、立木から下草までの事は、村役の立合い相談にて取計っていた。また、田遊びなど神事祭祀も古門のみの参加にて行なわれ、神領取賄い、村勘定もそうであった。古門の特権が大きかったのである。しかし、古門の中には、追々衰微、自然門潰れの者もでき、十六軒では村役を勤める事が困難になったらしい。弘化二年（一八四五）年預寺から門前年寄惣百姓宛の定書では、神事祭祀、神領取賄等は旧来通り古門にて取り計らうこと、田遊びの時は、古新村役人列座のこと。村勘定は古新村役人も立会うこと。新門役人の給料は年に五斗宛などと定められ、新門の村役人が誕生したらしい。しかし、古門の反対や、同三年（一八四六）本寺

高野山釈迦文院の定書が出され、新規の取計らいあるまじき事と指導があり、同五月古門一六名連名の、神事祭祀村役義等前々通りと請書が出され、新門の村役人は撤回されたらしい。

そして、再び嘉永元年（一八四八）、古門と新門の間に、村役義、神事祭祀米、氏神社古木の扱い、法多山堺内沢通りの刈払い、村役人の持山である年寄山の取り計らいなどについて訴訟がなされている。ところで、弘化二年（一八四五）に法多山は火災にあい堂宇が焼失しているが、その再建役に、古門と共に新門の者もつき、嘉永二年（一八四九）苗字許可・禄米が下知された。新門の中に実力を持った者が現れてきたことや、尊永寺の意向もあり、同年、古門にしかるべき人柄ができた時は、新門役義を取り上げるとした上で、新門に手代を申し付ける定書が出されている。しかし、古門の抵抗は続いた様で、最終的には、慶応二年（一八六六）「門前古門新門改格取締り条々」が出され、庄屋組頭への転役はないが、新門に百姓代一人が申し付けられ、神事祭祀も村方勘定まで、新門の百姓代が立ち会うこととなり一応決着したのである。

（萩原圭子）

第三節 年中行事・農耕儀礼

一 正月の民俗行事

元旦・若水迎え 新しい年を迎える準備として「若水迎え」と言われる水汲みを、この地域ではほとんど行っていない。昔はやっていたが、今はやめている家が多い。屠蘇とその儀礼を行っている家は少なく、今はやめていると言う家が多い。

雑煮と餅 正月の晴れの食物であるゾーニ（雑煮）の材料や調理方法は、家庭によって趣を異にしているが、餅吸い物であることはほとんど同じである。のし餅を切った角餅であつてすまし汁仕立てである。大根・白菜・水菜・里芋などの野菜中心の精進料理が多い。黒豆・なます・結び昆布・結びこんにやくの煮付けや酢牛蒡などを食べる。

年始 年始に出掛けるのに何か品物を贈答する。菩提寺へ年始に行く時に鏡餅を持参する人が多いが、丸餅の二段重ねの間に四角に切ったのし餅を挟む人があり、これを「おたる」と呼んでいる。これは愛野や豊沢地域のように、法多に近い地域で見られる。

初山入り 「初山入り」の行事が一月四日に行われている。近年やめている人が増えている。法多に近い菩提や愛野・豊沢地区で行っている人がある。

七日正月 七日の朝は七草粥を食べる家が多い。昔のように七草を揃えることは容易な事ではないので、三〜四種類だけを入れる家が多くなっている。今はやめている家が増えて来ている。

鏡開き 十一日を鏡開きと呼び、暮れに神棚や仏壇をはじめ、床の間などに供えた餅を下げる日としている。硬くて切れないので割つて食べている。多くは汁粉（ぜんざい）を作る事が多い。焼餅や雑煮にしている家もある。この鏡開きはかなりの家で行っている。

打ち初め 年頭における農耕開始の儀礼的行事として「打ち初め」（3・6）



3-6 打ち初め（平成2年撮影）

がある。法多地区は田がないので自宅の庭先を利用して、畑の打ち初めを行っている。早朝庭に出て、すすきを家族の男衆の三倍の数を用意し、二本ずつ束ね日の出の方向に一列に並べて土塊に挿している。

モチイの諸行事 十五日には粥の中に小豆と餅を加えて煮たものを食べる風習があり、段々やめる家が増えているが、以前は行っていた人が塩味で作ることが多かったようである。小正月の飾りもの一つに「オニギ」・「ニユウギ」と呼ばれる祝い棒は、今は止めている。

正月の門付け しめ縄や門松などは、十五日までに取り外して焼く「どんど焼き」と言われる行事も、以前はやっていたが、今は止めたと言う家が多い。

初恵比寿 二十日を恵比寿さまと結び付けて、この日を初恵比寿と呼んで、恵比寿さまにご馳走を供えた家かなりあつたが、今では少しの家で行われているだけである。

二 春の民俗行事

節分 節分と言えば豆まきと言われるように、立春の前夜家々で豆まきをする。豆まきに使用される豆は、炒った大豆である。それは枡に入れておき神棚や仏壇に豆を少しずつ供える。「福は内・鬼は外」と唱えながら部屋の中でまく。大きい部屋に子供を呼び集めて菓子や蜜柑をまいてやる。また、親しい人（働いている人）も呼んでまく家もある。戸口に鯛の頭と柀の枝を挿すという、鬼おどしとか鬼やらいと呼ばれる仕草は、多くの家で行われている。節分の日に炒り大豆の

食べ方が色々言われているが、自分の年齢の数より一つ多く食べると、健康で長生きすると言われていた。また、節分の日に大きな木を切っても差し支えないと各地で聞かれるが、この地域でも多く聞かれた。寒明けに一升の餅を搗いて、黄な粉をつけて食べたり近所へ配る習わしがある。これをナタ餅と呼ぶが、今は行っている家はないが、以前やったことがある、と言う人がいる。

針供養 二月八日（所によつては三月六日）に針供養をやっていた家が少しあったが、今は止めている。

初午 立春後の始めての午の日を初午と言つて、稲荷さまを祀る行事が広く行われているが、法多山では境内で馬を跳ばした事がある、賑わったそうである。厄年の人たちがこの馬に乗ったりしたそうである。春岡の西楽寺では二の午（寒明け後二回目午の日）に馬跳びがあつて（今は行っていない）多くの人が出て賑やかであつたそうである。

雛祭り 三月三日のひなまつり（桃の節句）は多くの家で行っている。お雛さまについてのしきたりは家々によつて飾る日、後片付けはいつか、供えもの、何才まで飾るのかなど家によつて差異がある。

彼岸行事（春と秋の区別は殆どない。牡丹餅とお萩の語らいがある） 殆どの家庭で行われている。墓所や菩提寺参り、札所巡りを行う人がある。

八十八夜 新暦の五月二日ごろに八十八夜の行事が行われているが、農家では農耕の上での節目とされている。

五月節供 五月五日の端午の節句も多くの家庭で行われているが、こいのぼりの立て始め、人形を中心とした室内の飾りや、その片付けの期日・方法などは雛祭りと同じような言い伝えが行われている。供え物は柏餅や花（菖蒲）が大部分を占めている。

三 夏の民俗行事



3-8 魔除けとして玄関に吊された灰（平成12年撮影）



3-7 イチジクの線香立て（平成12年撮影）

さなぶり（送り神） 茶業農家では「茶さなぶり」・米作農家では「さおり・さびらき」「さなぶり」という行事がなされるが、茶園や水田のない法多地域では、現在これらの行事は行っていない。以前やったことがある、と言う話をしてくれた人があつた。

紫陽花節句 六月一日に行われている戸口でお線香を焚く行事がある。無花果の葉をひろげて家の前や入り口に置き、その上で線香一把を焚くのである（3-7）。それは子供の疫病よけや虫封じのためにおこなうのだと言う人があつた。無花果や八つ手の葉の上で線香一把を立てて、無事息災を祈ると言う。また魔よけとしてその葉をたたんで、紐でしばつて入り口の所に吊す家もある（3-8）。また、この灰を屋敷の回りに撒く人もある。この行事を紫陽花節句と言う人があつた。無花果の葉を用いるのに、紫陽花節句と言うのはなぜだろうか聞いてみた。紫陽花は屋敷内や出入り口近くに植えておくと、金がたまるとか小遣い銭に不自由しないと言い、吉を表す花とされるが、無花果はこれと反対の花と言われているからである。この行事を「悪魔ばらい」「悪病払い」と言う家がある。

七夕行事 行事は袋井市内全域を見ると八

月に行われている。七日を中心としている。法多地区では最近やめたと言う家が
増えているが、約半数の家庭で笹竹を立て、願いごとや歌などを書いた短冊や五
色の紙を飾りつけて、門口や庭先きに立てる。(今年の男竹を使う、と言う家が
ある)。農家では自家で採れた野菜や果物を供えている。七夕飾りをした翌日に
処理している。多くは焼却している。

土用丑 土用は暦の上では四回あるが、立秋の前の夏の土用が取り上げられて
いる。暑さの厳しい、うつつとうしい時期であるために、夏負けしないようにとの
願いをこめて、家伝来の営みが行われていて、法多地域の殆どの家庭でなされて
いる。「土用干し」と言って衣類などの虫干しや、暑気あたりを防ぐ色々な習慣
がある。うなぎ(以前はどじょうで代用した人が多かった)を食べたり、しじみ・
あさり・ざつこなどを食べている。梅の土用干しも広く行われている。土用にお
灸をすえると効き目が良いと言う人がいた。

土用には法多山や油山へ、近在からお参りに出掛ける人が多い。

四 盆の民俗行事

盆供養 お盆にはお精霊(しょうろう)さまが帰ってこられる。家族みんな
心からお迎えし、もてなして先祖まつりをすると言う習わしは、我国の仏家での
行事である。当地では八月に行われている。それぞれの家庭で魂まつりが営まれ、
そのしきたりは親から子へ、姑から嫁へと伝えられるやり方で、大同小異である。
迎え火 八月に入ると十五日までの間に、いろいろな先祖供養がおこなわれる。
また、七日にはナヌカ盆と言う言葉を聞くことがある。これは七日に墓(特に共
同墓地のような所)の大掃除をすると言われている。

夕方頃になると、家の門先や庭などで迎え火が焚かれる。早い家では七月三十
一日から始めているが、以前は一か月毎晩焚いたものだとと言う人もあった。現在
では十三〜十五日に集中しているようである。二十四日と八月三十一日に焚き納

めをするのが多い。お迎え火の材料は松の根を細かく割ったもので、たい松と呼
んでいる。中には「おがら」を使う家もある。新盆の家では百八タイの火を焚く
ことが行われている。多数のたい松を焚いて、その霊を慰めようとする考えから
である。

盆まつりの仕方 お精霊さまは十三日に帰って来ると考えられて、女竹と縄・
真こもや茅で、家の前や庭・門先に盆棚を作ってお迎えする。その家の流儀によつ
て千差万別であるが、大きな流れは共通している。仏壇の両端に笹竹を立て、そ
の上部に箸木(麻木)や細い竹を渡し、それに枝豆・ささげ(もがり)やほおず
きやそうめんなどを吊り下げて飾る。真こもを編んで作ったすのこを敷き、茄子
で牛(目は小豆、耳は南天の葉、鞍はささげなどを使って)作り、水の供(茄子
をさいの目に切り、これに少量の洗米を混ぜる家もある。これを里芋の葉に盛る)
とお迎え団子を供える。初盆の家では、茄子の牛と白瓜で馬を作る。

供え物 盆花として茅の上部を切ったものを芯にして、みそはぎや時の花を添
えて、仏壇や墓前に供える。盆中は生きている人と同じように三度の食事を供え
る。十三日の晩は白飯でささげのごまあえ・ひりゅうず・油揚げが多い。十四日
は朝は青豆の味噌汁の粥が多く、白飯の家もある。昼はおはぎ(ぼた餅)が大部
分である。夕飯には白飯を供える。これに添えるものは家々によって様々である。
十五日の朝はぬき菜の味噌汁と白飯が多い。昼はそうめんである。夜は白飯に人
参・こんにゃくの白あえや野菜の煮付けが供えられる。送り団子が献じられる。
容器はかわらけ(素焼きの器)が多く使われ、箸も麻木を用いる(盆箸と呼ん
でいる)。

精霊送り 十五日の夜半か十六日早朝に、近くの川原や橋の欄干の所に餓鬼仏
に供えたものや、土産団子・真こものごぞ・牛や馬・施餓鬼旗(菩提寺からくれ
たもの)・かわらけ・松や線香・花などを並べて送った。近年河川の美化運動な
どの理由で、自治会の呼び掛けで、お精霊さまの送り方が改められている。

二十四日は地蔵さまの縁日であるので、この日に地蔵さまを供養することが、次第に止めていくようである。ほんの少しの家で行われている。

五 秋の民俗行事

月見 旧暦の八月十五日、俗に仲秋の名月を十五夜と言つて、お月見である。

法多地区では段々やめて行く家が増えている。以前行った家や今も続けているところでは、月のよく見える部屋の窓際や縁側に、小さな机のような台を置き、その上に花（すすきを花瓶に挿すが、中には秋の七草で身近で手に入るもの）や食べ物（野菜・果物・団子など）を並べる。お月見に供える物の特色は団子である。月見団子と呼ばれるもので、へそ団子と呼んでいる。お月さまに供える物を少量ずつ神棚や仏壇にも供えたり、えびすさま・地の神様などへも供える家もある。十五夜を芋名月と呼んで、九月十三日は十三夜で豆名月・栗名月と言つて、供え物の中心は栗である、と言つた人がいた。

神送り（神立ち） 約半数の家で今も行っている。新暦の十一月を神様の不在の月としている。十一月一日早朝におこわ（赤飯）をこしらえ、神様の弁当として、新わらで作つた「つと」へお握りにして入れて、炊事場やガスコンロの上へ供える。神棚や仏壇にも供える。

刈上げ・亥の子を現在行っている家はない。以前は行ったことがあると言う家が少しある。

七五三 七五三の行事は多くの家で行っている。子供の無事成長を願う親心から行われている。かつては十一月十五日であったが、その前後の日曜日に行っているが、家族連れで氏神様に参拝する風習は、そんなに古い時期にさかのぼらない。それぞれの家庭においての行事であるので、何才児の時に七五三をするのか。男児は主に三才・五才の時に祝い、女兒は三才・七才で祝うのが多い。

えびす講 十一月二十日を中心に「えびす」講を行う家が大部分である。法多

地域でも始どの家庭で行っている。全国的には十月二十日が中心であるが、当地方は一月遅れで行っている。「えびす」さまは普段は台所や食事をする場所にまつるのが多い。「えびす」さまは明るい所にまつつてはいけない。願がなつたら明るい所へ出すとか、「えびす」さまは高い所にまつらないようにと言う。それは女が威張るようになるからだ、と言つたことを聞いた。「えびす」講の日には生業繁盛や家内安全を祈つたり、今年一年の感謝の意をこめて「えびす」さまをもてなすお供えものがなされる。「かけ」魚と言う生きた鮒（なまな）を容器に入れて泳がせ供える。どじょう・雑魚なども利用される。その生魚は翌朝わらみごを通して干して貯蔵したり、目刺しにしたり、川へ放流したりする。供える場所はそのほとんどが、台所や勝手場・食事をする所である。お供えする品物は二人前ずつ用意する家が多い。箸を添えて上げる家が多い。葉のついた生大根を二本「えびす」さまの両脇に立て掛ける。二股大根を供えるものだと言われている。頭付きの魚（鯛が多く用いられる）を焼いたり煮て供える。また、桜飯・果物などを供える。商家などでは升に小銭を入れて供える。

六 冬の民俗行事

神迎え 神送り（十一月一日）に対して十二月一日を神迎えと言っている。神送りに対して神迎えをする家は少ない。以前にはやったが今は止めていると言う人が多い。この行事をする家では十一月三十日の夜、神棚に神酒・神饌を供えてお迎えすると言う家がある。

地の神様 多くの家で地の神様がまつられている。山には山の神・海には海の神・われわれの居住している所には、屋敷神がいると信じて、その祭りを行っている。地の神さまは人が死んで三十三年（三十三回忌の年忌法要）が過ぎると地の神さまになるのだと言う。三十七年・五十年とも言われている。古い先祖が地の神様になって、土地を守り家族を守ってくれるという考えが多い、地の神さま

は屋敷の一隅にまつられる。簡単にわらで作り、毎年地の神さまのまつりの日に作り替えるものであつて、その祠はいろいろな種類がある。近年は常設の祠を持つ家が増えている。祠の置かれていた場所は、屋敷の北西隅（乾）^{いぬい}の方向に、南向きがほとんどであり、東向きも少しある。祠の中は何もない。自然石やお札（秋葉さん・稲荷さん）もある。お祭りの日にはそれぞれの家の仕来りに従つて、供物が進ぜられる。ほとんどの家では赤飯（おこわ）がわらづと（新わらで作つた容器）に入れて供えられる。「おしやがみ」と言うことが伝えられている。赤飯やおこわを供える時、地の神さまの前で二度しやがみ、五〜六歩進んで供えたとか言われていた。今はこんなことをするのを止めている様である。法多地域では、地の神さまは北西隅にいます。地の神さまから宅地を借りているから、その場所はいつでも奇麗にして置かねばならないと言っている。

正月準備 十二月二十二日頃の冬至の日には南瓜を食べることが広く行われている。法多地域でも冬至南瓜を殆どの家で食べている。冬至の日に南瓜を食べると長生きし、中気にならないと言われている。また、冬至には柚子湯^{ゆず}に入ると風邪を引かないと言つて、柚子湯をする家が多い。

煤掃き 十二月の下旬ごろの天気の良い日を選んで、一年間のほこりを取り除いて新年を迎えるための大掃除が行われる。これを煤掃きと呼んでいる。用具として以前は、畳をたく棒や天井を払う箒が準備された。終わった後は地の神さまのところに供えたり、納めたりして、後に焼いていた。近ごろはこんな用具を使用することは、ほとんど見掛けない。その夜は普段と違つたご馳走がなされる。神棚に供え物（白米のご飯・神酒）が用意される。

迎春準備—門松 袋井市域で門松を立てる家は少なく、地域による特色がうかがえる。門口に立てるのであるが、この時雌松を向かつて右に、雄松は左に飾ると言う家があり、左右反対の家もある。また、右に黒松、左に赤松との意見もあつた。

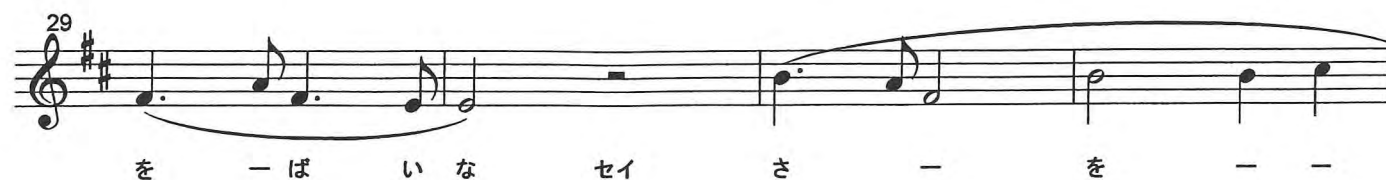
迎春準備—しめなわ 門松に比べると、しめ飾りは多くの家庭で行われている。玄関や門口などの出入り口だけでなく、食物を調理するガス台や水道のある台所（昔は井戸やかまど）や神棚・仏壇・便所をはじめ、物置やガレージ・車・自転車などから諸道具・先祖の墓にも飾る家がある。近ごろは市販のしめなわを用いる家が多いが、以前は自分で作つていたと話してくれた。新しいわらを用いて、特に打たないで左ないにして、途中でつながらずに編んで、両端は切らない（質素の意である）と話してくれた。出入り口以外の所では、そのほとんどが輪になつたしめなわが用いられている。出入り口用のものは、色々なものが一緒に結び付けられることが多い。縁起物としてほしいが、さらに裏白・白紙で作つた四手^{しで}や御幣・譲り葉などがある。

迎春準備—歳神棚 正月にまつる神様を《トシトクサン・トシガミサン》などと呼んでいて、その祭り方は家単位に行われている。歳神様はどんな神様か、と尋ねると、地の神さま（先祖さま）と言う人と農業神という人があつた。その祭壇は常設の神棚の一部を利用するのと、特設するのがある。特設する所は床の間とか座敷である。まつり方はその棚に歳神様と白紙に書いて貼るものもある。多くは鏡餅や花瓶に松竹梅を挿して供える。しめなわを貼つたり、灯明を灯したりする。雑煮や七草粥などを供える家もある。歳神を祭つてある部屋で、初箸・初膳（田作り・黒豆・なます・結び昆布と結びこんにやくの煮物・酢ごぼう）で雑煮を食べる家がある。

迎春準備—正月用の餅 餅をつく日は十二月二十八日から三十日が多い。九のつく日は餅をつかない《苦餅》、丑の日には餅をつかない《火事になる》と言う。その餅を神仏に供えるのは三十一日か元旦の早朝だと言う。

大晦日（年越そば・年ぞなえ・除夜） ゆく年の送り方、くる年の迎え方は、それぞれの家庭の流儀で千差万別であるが、その大筋は大同小異である。

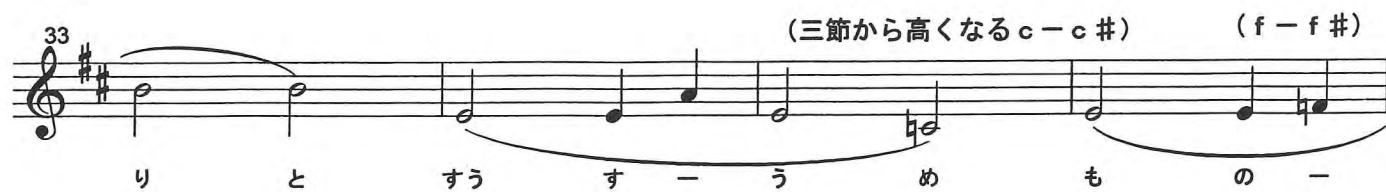
29



を - ば い な セイ さ - を - -

33

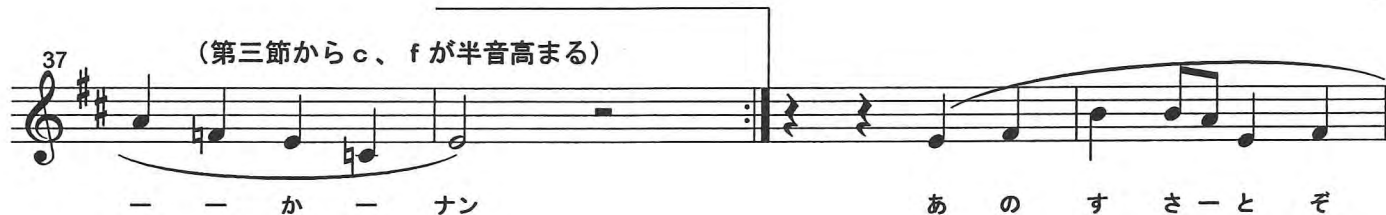
(三節から高くなる c - c#) (f - f#)



り と すう す - う め も の -

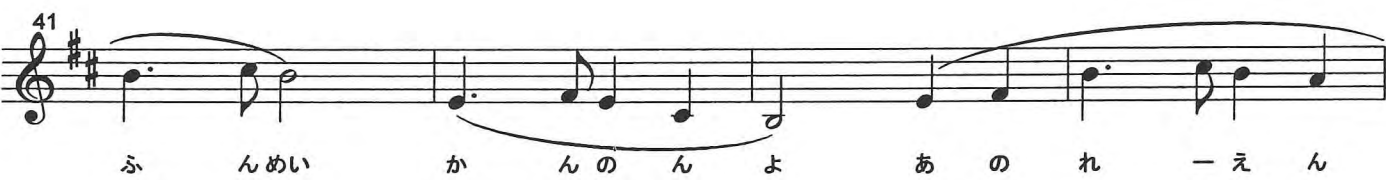
37

(第三節から c、f が半音高まる)



- - か - ナン あ の す さ - と ぞ

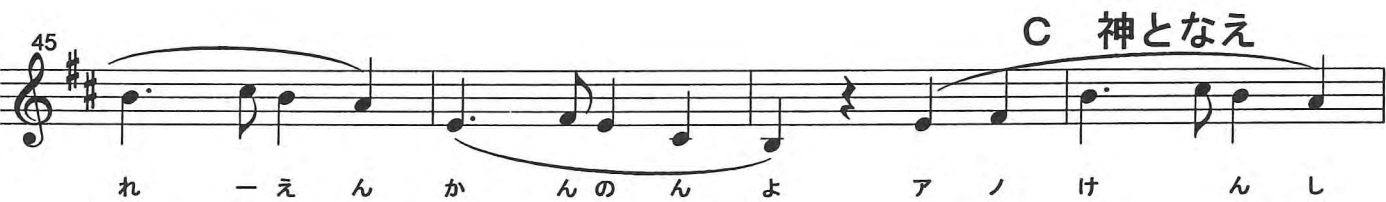
41



ふ んめい か んの ん よ あ の れ - え ん

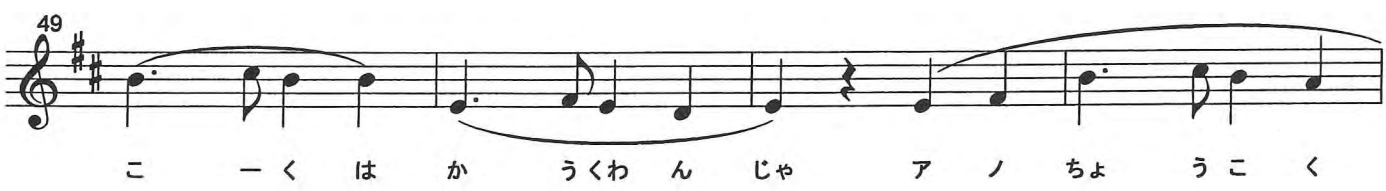
45

C 神となえ



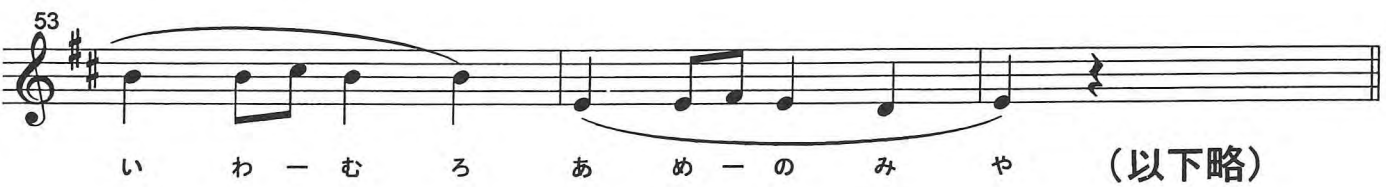
れ - え ん か んの ん よ ア ノ ケ ん し

49



こ - く は か うくわ ん じゃ ア ノ ちよ うこ く

53



い わ - む ろ あ め - の み や (以下略)

法多山田遊び第七段

そうとめ

A

早乙女衆5人が花笠姿で東から登壇

大槻 寛 採譜

牛ほめ中段のように和太鼓が入る

ひ が し や ま ん じゃ ア ッハー こ お れ

ここで「鞆鼓役」1名が東から入り舞台中央へ

ひ ん が し や ま ん じゃ

西から早乙女衆5人が唄いながら登壇

に し の う み ん じゃ ア ッハー こ お れ

に し の う み ん じゃ

わ れ も わ れ も な び け

お れ お も う べ し や ナン

第三節 (鞆鼓が動く節からB)

よ き 日 日 よ き 日

55 (詩句を代えて4度繰り返す)

お さめ た アー は ん な ば な と つい ひろげ アー

58 **C 鳥追い歌**

た ん ね ぐ ろ を う ち や ま い て の と こ ろ に アー

61

よ せ ま ん り き も の あ り アー に ご め わ た る

64 (詩句を代えて繰り返す)

さ ぎ ま る アー み ぼ い て の と こ ろ に アー

67 (詩句を代えて3度繰り返す)

ぬ ま ん す る は と が め アー う え ば こ そ

70

た ん た れ アー お み ず や か ん ぱ ち

以下殆ど同じ繰り返し 楽譜略

②代なら

37

と こーろ にーう ちやーさ んだめ そ うろ うよ アー

40

は からと うを めーぐ れば アー う ったる た はー

43

くーれ ぐれ アー か いたる た はー べーろ べろ アー

46

(詩句を代えて2度繰り返す)

③ 苗草敷き

べーろ べろ の とーころを アー こ がねちよう にも

49

よ せぐ さ アー せんぞく ばかり めーしよ せてー

52

まーんぞ くが つーぼーへ とーで んしどん とー

16 *mf* *ff*

ハア— あ り は た が と り お— い —

19

き せ ん じょう や の じょう どう だ ん な の と り お— い

22 掛け声 B ①苗代定め

ア— こ れ — お ば さ し — お い て ア—

25

ち ん じ ゅ — か ん の ん お ん ふ く で ん な — ど れ ど れ よ ア—

28 (詩句を代えて3度繰り返す)

に — し の た に も に — せ ん じょう ア— み な み だ に も

31

に — せ ん じょう — と あ — わ — す り や — は っ せ ん じょう の —

34

な — か の つ — ぼ の よ い と こ ろ を — な — わ し — ろ

法多山田遊び第六段

鳥追い

大槻 寛 採譜

拍節的 (白鯨後半 b・c と同じ要素)

A *mf* *ff*

掛け声的
アー あ り は た が と り お い

4
ひ の も ー と の ー こ く ー お ー だ い じ ん の と り お い

この後、ほぼ同じ旋律で7節唄われる。

「ハアーありはたが」まではやや拍節を欠いているが、舞いと連動してリズムは全く同じように繰り返される。各節の「鳥追い」から「鳥追い」の部分は、第三段「白鯨」の後半 b・c と同じような拍節的唄われ方をする。

8節目の詩句は一行増えるため次のようになり（下の楽譜へ続く）、9節目は当初と同じ様になる。

7 *mf* *ff*

ハアー あ り は た が と り お い

10
ま ん ざ ん な や ー ま い ー り ゅ う ー ど や ー き せ ん じ ょ う や の

13
じ ょ う ど う だ ん な の と り お い

法多山田遊び第五段

のっとう

朗誦（無拍節的）

大槻 寛 採譜

段々と速く・弱くなる



き ん ぎょ う さ ん か ら さ い は い -



と つ つ し ん で も う す こ う れ い - は -



た る き た る ろ ん の と し の つ



い で に ね ん ご - う は 平 (へ い) 成 (せ い)



ご ね ん が さ か と う は み ず の



と と - り の と し

(以下略)

40

鼓

唄

ぐ ー わん ー ひ ー ら ー き ー ま ん ね ど も ち い

44

鼓

唄

て

48

鼓

唄

あ ー わ せ く わ ん じゃ こ お れ

52

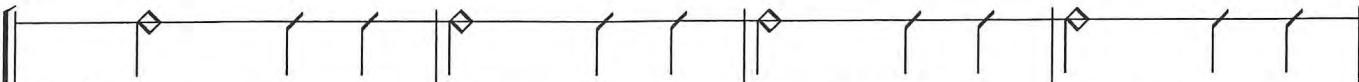
鼓

唄

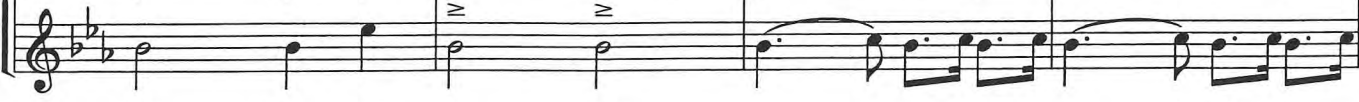
あ ー わ せ く ー わ ん じゃ

20

鼓



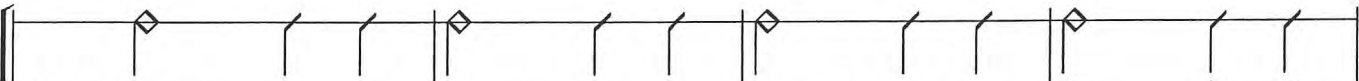
唄




な あ る たん よい お ー り ー て ー な あ ご ー の ー

24

鼓



唄



い ー り ー う ー ら ー ん ー や ー ふ ん も ー と ー ヨウ レ ン

28

鼓




唄



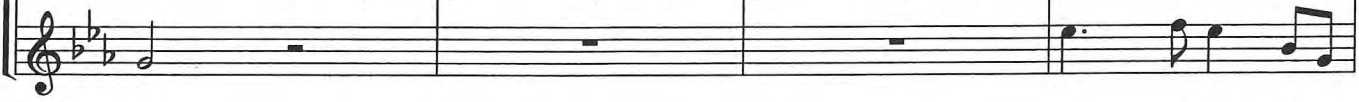
ジャー ア ッハー こ お れ ふ ん も と ヨ ウ レ ン

32

鼓



唄



ジャー の う ど う ー

36

鼓



唄



よ ー う の う ど う ー よ ー ー え ー い ー

牛ほめ「ひいるたんよい」(B部分)

和太鼓

唄い手

4

鼓

唄

f

ひ いる た(ん) よい お ーり ーて ーなー あご ーの ー

8

鼓

唄

い ーり ーう ーら ーん ーや ーふ んも ーと ーヨウ レ ン

12

鼓

唄

mp

ジャー ア ッハー こ お れ ふ ん も と ヨ ウ レ ン

16

鼓

唄

ジャー *f* お れ

29

や た ま の ひ る い は なんぞ ヤ タ マ ヤ

ヤ タ マ ヤ
(セリフ)

A (変化形) 部分

33

おれがひるいぞうか お お や ま が は っ か む ら を は し

おれがひるいぞうか

(セリフ)

(Aの同型繰り返し)

37

り まわって 七、八寸あろうするだいなごんの大 小豆をうちそえうちそえ みぎ り

り まわって

七、八寸あろうするだいなごんの大 小豆をうちそえうちそえ

みぎ り

41

ご し き が し た か ら う え へそ うそ う アー くようこそうろう

ご し き が

し た か ら う え へそ うそ う

アー くようこそうろう

45

ヤ タ マ ヤ な ん ぞ ヤ タ マ ヤ や た ま の

ヤ タ マ ヤ

な ん ぞ

ヤ タ マ ヤ

や た ま の

(セリフ)

49

ひ る い は なんぞ ヤ タ マ ヤ おれがひるいぞうか

ひ る い は なんぞ

ヤ タ マ ヤ

おれがひるいぞうか

「おお観音～ひるいのごさいぞうか」の6節は、一部詩句が異なるがA部分の変化形
 「おお当山～ひるいのごさいぞうか」の6節も、一部詩句が異なるがA部分の変化形
 「おお観音～くさいヤターマヤ」の6節も、若干異なるが基本的にはA部分の変化形
 ここまでが、牛ほめの前半部分。「ひいるたんよい」から動きの顕著な中間部へ

法多山田遊び第四段

牛ほめ

ゆったり朗々と (拍節的でなく)

大槻 寛 採譜

だ い ど よ を と - ね - ん - な - い な - ほ - に - あ - や か ざ っ て な が -

な - が - し き よ - ヤ タ - マ ヤ な ん ぞ ヤ タ - マ ヤ

や た - ま - の - ひ - る - い は - な ん ぞ - ヤ タ - マ ヤ お れ が ひ る い ぞ う か

(セリフ)

お - か ん の - ん - の - お ん ふ - く - で - ん - の - い ち - み -

Aの部分

な - ぐ - ち - を - か っ ぱ - と - う っ て - ひ き - お - こ - い - で -

か い - で - み - た - れ - ば - み ぎ - り - ご - し - き - が - し た - か - ら - う -

(セリフ)

え へ そ う そ う ア - く う よ う に そ う ろ う ヤ タ マ ヤ な ん ぞ

85 c-5

京(きょう) か ー ら く n だ る ち ょ う の ー ふ し ー ぐ ろ の 稲 (いね) は

c-6 強調繰り返しによる拡大変化

89

い ー や

90

い ー ね さ ー ん ば ー ー て や ー よ な ー は ー ち こ ー く よ

c-7

94

京 ー か ー ら く n だ る ち ょ う の ー ふ く ら す ー ず め ー を ば

98 c-8

え ー の は ー を も ち ー て や ー ま ね き ま ー し ま ー す よ

全員でセリフを唱和する

はいとんぼう 日本国の宝ものをば このやお山へ引きよせ引きよせ

(おめでとうございます)

57 **b-3**

た あそび の—わか —との ば ら だい だんな や—しょう —だん な —

61 **b-強調拡大 ☆ 勢いが増す**

まん ざんな まい りゆう どう や—きい たち ぶ ん

65 **少しゆっくり、呼吸を入れて a tempo**

みな どうま る—よな —どう ま る は い な び け

69 **c-1 最も強く**

あ ら—た —を う つとて や—こ うまう ち(い) だ いたり

73 **c-2 字合わせ縮少**

げ にや か りやな — 子 馬 う ち だ いたり

77 **c-3**

あ ら—田 に—お えばちよ うの—と びがちよう —の は を—ば

81 **c-4**

手 に つ —み い れ—て や—ま ねきま —しま —すや



ひ や く め - ば く ま れ ず や -



た を つ く ら ば か ど た を つ く れ



か ど た - よ し や と の ば ら の -

注—ここから大変化

音頭調のリズムへ



は い な び け み - く わ の は - じ め に

後半bとの混合（混同）部分



ひ の - も と の こ く - お - だ い じん

b-1 拍節的



ちん じゅ-かん のん お んふく でん の いん じゅのぼ うや に -そ- さ く

b-2



うん ば-た ちや こ -ひ た-ち しょう やのと しゃ こ -や のと し

法多山田遊び第三段

白 鍬

ゆったりと（朗々と拍節的でなく）

大槻 寛 採譜

a-1

 と - し の - は じ め に あ か ど き お き て

5

 ひ や そ ら - み れ ば よ し や -

9 a-2

 そ - ら み れ ば そ ら こ そ よ け れ

13

 お ん く ど - こ ろ よ し や -

17 a-3

 し ら か ね を ひ し ゃ く に ま げ て

21

 ひ や み ず - く め ば よ し や -

25 a-4

 み ず く め ば み ず も ろ と も に

音楽として耳に残るものである。

あとがきと楽譜取り扱いの注意

白楯を除いて楽譜に表記したのは実際の高さと思えるものを記譜してある。しかしながら最近の専門的研究者達によれば、五線楽譜に記譜表記すること自体、民俗音楽的には問題があるのではないかという意見や考え方が指摘されている。多数の専門家による聴取の統計的平均値ならばともかくも、少数の、或いは一人の聴取力を基準に採譜すると、当然採譜者の音楽的汚染が随所に反映されてしまうのは、いたし方の無いところである。そして何よりも、こういった五線楽譜は、音高と時間のあらしを二次元表記したに過ぎないということを良く理解しておかなければならない。音色・声色・音量の増減・緩急の自在等表記されにくい音楽の要素が非常に多いことを注意して頂きたい。

他に伝承音楽それ自体を聞き覚えで（口伝伝承）長年伝承してきた状態に、楽譜作成以降は何らかの正しくない人為的影響を新たに与える可能性が生じるという問題がある。若い世代は洋楽譜を読む力が中高年に比べて格段に進歩している。そういった意味では、ここに採譜したものを記録や分析として取りざたするのは、間違いの指摘も含め大いにありがたいことであるが、伝承の補助に直接活用することは細心の注意をして扱って頂きたい。

（大槻 寛）

注

（注釈1）北沢方邦著「音楽の意味の発見」三一書房

（注釈2）「追分様式」故小泉文夫氏の提唱した代表的日本民謡のリズム的観点を中心にした分類様式で八木節様式と対をなす概念。殆どの民謡がどちらかの様式に分類可能であり、追分は基本的に規則的な拍節リズムが無く、節回しにこまやかな装飾があるものをさす。これに対し八木節は明確な拍節リズムを持っている。

（注釈3）「田舎節」小泉論による日本音階の分類で都節と対をなす代表的な音階。ドレミソラの五音で半音が生じない「都節」はドレミソラのミとラが半音下がる。

（注釈4）「核音」音階の中核となる音。日本音階のテトラコード（完全四度を両端とする音組織）では両端の音

（注釈5）「八木節様式」注釈2参照

（注釈6）「核音の転移」注釈4の核音が移動する。

（注釈7）「テトラ型」注釈4テトラコード

（注釈8）「ペンタ型」テトラコードの一種を上下に核音を長二度ずらして連結した場合生じる一オクターブ内に出来る五音音階。田舎節や都節、琉球音階等。これに対して核音をずらさずに連結するスタイルは、オクターブの概念が意識される以前の中世期あるいはそれ以上古い音楽、最も素朴な音楽に見なされるものが多い。

ういった音階の「ずり上がり」現象も「白鯨」で述べたように、古くからの邦楽の特徴である。

「日の本～」からは、純粹の語りになる。

7 第六段「鳥追い」(楽譜12頁参照)

前半九節の鳥追い唄(これらは「掛け声」音頭+合誦部からなる)の出だし音頭部分は、「ハアー」という掛け声と「あーれはたが」まで朗誦的無拍節的で唄われる。続く「鳥追い」から合誦部分の最後の句「鳥追い」の前までの間は、太鼓を囲んで歩くりズムと同期を合わせて拍節的唄われ方を繰り返す。第八節は詩句が増えるが基本的には同じである。

これら拍節的部分は、全くと言っていいほど「白鯨」後半bやcの部分と同じ旋律で唄われる。

後半は前半部分の合誦部つまり第三段「白鯨」の後半bやcの旋律とほぼ全く同じといえる旋律で何度も繰り返して唄われるので、後半の開始部を基準として音域や音階を核音から整理して考えると次のようになる。

- A. 後半開始から始まり、「中の坪～」から一段低くなり、「候よ、鳥追い」まで
- B. 「はあーからとうを～」で最初の音域へ戻り、「万束つぼへ」から「納めた」まで再び一段下がる。
- C. その後は最初の高さの音階を継続し、「盗人」から「追いすれば」までは下二段に下がる。
(或いは、このところ以外を核音移動なしと考えるとこの部分が下一段と見なしても良いが)
- D. その後は最初の音高で最後まで推移する。

これら後半部分全体の唄われかたの構造はきわめて明瞭に短三度+長二度の前述「民謡のテトラコルド」によるconjunctの典型的なスタイルからなっていることが解る。従ってこの部分もかなり古くからの唄われかたが継承されているものと見なせる。

8 第七段「そうとめ」(楽譜16頁参照)

第四段「牛ほめ」の中段「ひいるたんよい」からと同じように和太鼓が拍を打ち、「田植え唄」が唄われる。音型も「牛ほめ」中段とほぼ同じ旋律によって唄いながら東から五人の五月女が登壇する。続いて「鞆鼓」役が入り中央に座っている。少し和太鼓の「ばち打ち」だけになり同じ旋律を唄いながら西から五人の五月女が登壇する。やや長く和太鼓の「ばち打ち」があって、五月女衆全員が花笠を手に持って田踊りを開始する。

ここからの旋律は、入場のものと一部同じ(おおれおもうべし)なのだが、明らかに前節(我も我もなびけ)の旋律は異なる。このことは第四段の中間部やこの段の入りの部分とどのような関係や違いがあるのか非常に音楽的示唆や興味のある点である。しかし説明は困難である。

この「田植え唄」は、まず完全に二拍子の拍節的音楽であることは言うまでもない。「田植え唄」が始まって二節までは鞆鼓役は中央で動かないが、三節から五月女衆の動きを促す合の手のように舞い始める。この所から、それまで都節で唄われていた旋律が(楽譜17の2・3段目参照)田舎節に取って代わる。この三節以降をB部分とする。音楽的には「ずいずいずっころばし」と似たような変化で音楽が明るくなる。「神となえ」からC部分。この「田植え唄」は静岡県御殿場市中畑等に伝承している労働耕作的な「田植え唄」等とは異なる。どこかに神楽音楽や祝祭的な美しさを意識した

う。

従って、この部分は基本的には無拍節（楽譜Aの部分参照）の追分様式である。が、中段（楽譜Bの部分）の「ひいるたんよい」から、太鼓の4拍子と伴に唄われかたが拍節的に変化する為、その影響が前に遡って拍節的に歌われていると思われる部分も見受けられる。しかし基本的な重要語句或いは強調語句は完全に追分スタイルの朗々とした唄われ方で白鯨の前半部と同じように起源が古い可能性がある。

核音が四度のしっかりしたテトラ型音型であり、「ヤターマヤ」という結句が出と反対に四度下行し最後が強調される歌われ方が特徴である

2) 「ひいるたんよい」B（楽譜7頁参照）

ここからは男が太鼓を挟んで鯨を頭上に持ち上げリズムのある踊りの様態となる。歌われ方も明らかに二拍子型となり、太鼓がリズム音頭をとる。

ここでの節回しは前段とかなり異なり背景に明らかに何かの動きを感じる。大胆に言えば、能や狂言の「鼓」と早いすり足の動きのような想像が可能だ。「ひいるたんよい」の明るく強く唄う部分と「こおれふんもと」のやや弱く唄われる部分についての音楽的關係は、洋楽的汚染（影響）のある筆者の耳の第一印象として、長短調の平行調關係のようなコントラストを感じる。そうだとすれば明らかに明治期以降の音楽になってしまうのだが・・・勿論、夢想的には戦国末期や安土桃山期には、洋楽が伝来して信長等が宣教師などから充分耳にしていたことは事実であろうが・・・この關係は第七段「そうとめ」の主な旋律と共通であり「そうとめ」の場合は「鞆鼓」役が踊りだす3節から段々「こおれ〜」の部分都節的半音（楽譜のC, As, G, Es）から律音階的全音（C,A,G,E）に唄われ方が変化していく。速さと勢いが増加するときこのような変化がある。推測としては古くは「こおれ〜」の部分は「ひいる〜」の部分の4度下（F,C）で唄われたものかも知れない。

現在の音楽からの懸命な分析としては、都節の發展は明らかに近世以降のものであるので、このB部分が江戸期以上に遡ることはありえない。

3) 「牛ほめ唄」C（楽譜10頁参照）

ここからは再び拍節的でなく、第四段「牛ほめ」の最初の様に大らかな朗誦で唄われる。仮に全体が一曲として構成されていると仮定するならば、「ひいる〜」の拍節的中間部を挟んで前後の対をなしているようにも感じる。一貫性があるという意味では、最初の部分が（G、C）の核音によるテトラ型で「牛ほめ唄」は（D、G）の核音を用いたconjunct（D、F、G、B \flat 、C）によるテトラ型、つまり小泉論による、第一種「民謡のテトラコルド」が最も古いままのスタイルで出来ているといえよう。小泉氏の言うように能の謡など中世起源の音楽の部分と可能性としては考えられ得る。

6 第五段「のっとう」（祝詞）（楽譜11頁参照）

太鼓の拍子打ちもなく、「牛ほめ」最初の部分と同じように、大らかな朗誦によって唄われる。とりわけ各詩句の始め部分が大きく長く唄われた後、後半の詩句は相撲の櫓太鼓や、雅楽の鞆鼓（和楽器）の打ち方のように段々と速度を増して声量が弱まり節の最後がやや大きく長くのばされる。詩句の始めに強調があるのは日本古来からの朗誦の特質であり、こういった唄われ方は、最も我々民族の感性を表出しているものと言えよう。楽譜は省略したが、朗誦後半に開始と同じ「きんぎょう〜」（謹請）の詩句になるところからは、基本的に声量や勢いが増し、ほぼ全体に半音高く唄われる。こ

仏教寺における田遊びという観点で捉えると（あくまで大胆な推測であって、直接的な証拠や可能性は無いのだが・・・）修正会の散華等の音楽に関わりがあり得るかも知れない。いずれにせよ、出だしの部分は「白鍬」のなかで最も古くからの歌われ方が伝承されているものと考えられる得る。

又、当初からそうだったのかどうかは明確でないが（可能性は弱いと推測するのだが）、中段からは、音質の明瞭化や転旋（基音が半音程度上昇したと考えると西洋音楽の同主調変化と似た）や移旋が行われ、拍節的リズム感（従って途中からは八木節様式）が明瞭になり、耕作労働の実際的描写を感じさせる音楽になる。

これらの変化が現在の形の様なものでないにせよ、後半部への劇的な変化そのものが古い時代から歌に内包されていたのか？当初は前半の節回しのまま後半部最後まで歌われていたのか？或いは変化がいつの時代からどの様に歌に加えられたのか？といった可能性や興味は尽きる事がない。が、これらについて私自身は現在のところ明確な結論を見いだすことは出来得ない。

一般的に詩句の方が唄われ方より時代変化を受けにくいものと考えられるので、詩の内容によって当初から音楽の変容や発展を促されて歌われたものとするれば「白鍬」の音楽的表出力は相当価値が高いと思う。いずれも不明であるが、詩句の伝搬経路（例えば都から地方へ）などからの影響を解明確定出来得れば、もう少しこの地において当初から唄われ方の中段変化があったかどうか推測でき得よう。

何れにしても、現在歌われている唄い方は、詩句の内容にとっても調和した優れた音楽変化を伴っているということは言える。起源については相当古い可能性がある。

5 第四段 「牛ほめ」

ア 概観

五人の総代等の前に和太鼓（大きな和太鼓を腹部分を上下にして設置）を田に見立てて置く。それを挟んで鍬と田の神へのささげものの産物を持った二人の男が登場し、二人によって掛け合いと斉唱で唄われ、また台詞（語りもの）の朗唱も多くある。途中から太鼓が加わり踊り音頭が行われる。これらは田楽能や田楽踊りと言ったものと素朴な関わり合いがあるのではないかということを感じさせる。掛け合いの中では何となく滑稽味を狙ったやりとりが感じられ、白鍬の神事祝辞的感覚とは異なり、少し芝居がかった演じる人と観客双方を意識した娯楽要素的展開が強められている。

イ 分析・観察

(1) 構造について

1) 「田打ち」の部A（楽譜5頁参照）

始めは声だけで朗々と歌いだす。大きくゆったりと出て詩句の後半は一句ずつ揺らしながら細かくなっていき、次の詩句の頭がくると逆付点で示したように（楽譜1の一段目「稲」）再び強調され、だんだんと揺れを伴って弱く細かく早くなり最後が長く強調される。あたかも相撲の呼び出しとそのエコーが櫓太鼓のリズムのように刻まれて揺れながら唄われる。本来そうであったのではないかと思われるが、またそのように唄わないと臨場感や台詞の締まりが出ない。資料VTRやテープの演者達は、ややタイミングを逸しているように感じる。（他の理由としては後述するように中段の影響が前に及んだとも考えられるのだが）本来「ヤタマヤ」に絶妙なタイミングで入った時に最も音としての締まりが生じるべきものと考えられる。又二人の掛け合いのタイミングや揃ったときの響きの強さや締まりなどが絶妙に感じられるときにこそ、この牛ほめの本来の演じる目的が感じられるものである

第二十三節から最後まで 最も強く歌われる。

ウ 採譜と表示について

まずはじめ、採譜に関して行った事とそれらについての考え方を述べる。

平成五年正月の録画VTRを中心に前後の資料と比較検討して採譜している。前半から後半へ移行する部分は、平成五年資料の唄い手達による音程をほぼ忠実に採譜している。ただし楽譜の音高は白鯨全体の構造を見やすくするために半音低く表示してある。

移行部分（楽譜2頁目の「はいなびげ」から）の音楽について、どうしてそのような変化が生じているのかその原因を正確に判断することは非常に困難なことである。しかしこの部分を考察することは非常に重要であるし、とても興味をそそられる部分である。

私は次のように考えている。移行部の音高（ピッチ）の変化について西洋音楽の転調の様に考えることは絶対にしてはならないことである。例えば竈笛や長い旋律の邦楽曲の基準音のピッチが一般的に気分の高揚とともにずり上がる傾向が顕著であるので、この場合もそれと同様とまでは断定出来ないとしても、大局からは同じ主旨であるとして良いと考えている。後半部分が前半部分より詩句の内容からも、音楽の様式から見ても明らかに高揚しているのは疑う余地がない。ただ楽譜に書き表す場合問題なのは、こういった基音のずり上がり現象をそのまま書かずに演奏上のあや、ないし唄い手達の技量に委ねられる変化、として、後半部（b）以下を半音下げて（前半のホ音と後半のヘ音と同じに書く）楽譜を書くことが一般的には多いと思われるが、私の分析や考察を具体的に説明しやすくするため、敢えて実際演奏上の変化に比較的近い忠実な楽譜を採譜楽譜として表示した。

また大きく前半部と後半部という2つに区分けした点であるが、後半部の中段（楽譜三頁の三段目「はいなびげ」以下）から最後までは（cの部分）、より一層唄われ方が強くなり高揚し、核音がそっくり四度上行する変化をしているので、これを第三部分としても不可能ではない。だがaに対してb、cは核音の移動以外は拍節的である点や、動機的関連においても継続の要素が多く、両方とも明らかにaとコントラストを感じさせるので二部に区分けしたものである。そしてcからの基音についてであるが、すでに後半部bへ入った段階で高揚していてcからより一層強く歌われるけれども、それ以上の顕著なずり上がり現象は生じない。ここでは、核音の転移という変化によって後半の最後部を強調し全体の気分を一番集中させている。楽曲の最後にクライマックスがくるのは邦楽一般について言えることだが、（洋楽や多くの場合は曲の開始部や前半が強く意識されることが多いが、日本語の語順とも関係していることが考えられる）白鯨においても、唄が終わった瞬間や最後尾の台詞が終わった瞬間が、一番晴れがましく、清々しい気分が生じる。

エ 分析考察及び推定

「しらくわ」の出だし前半部分は、雅な無拍節・自由リズムによるもので、大きな分類としては追分様式と呼ばれるものである。ただ追分様式は一般に個人的歌い手による大人の感情吐露を基本とする細やかな節回しを（西洋音楽でいうメリスマ）伴うのが普通であるが、白鯨のように神事芸能音楽の起源そのものは追分様式が充分発達した中世後期や江戸時代より更に遡り、中世前期の面影を伝承している部分があるのではないかと推測できるので、音楽学術用語としては適当でないが「追分様式以前の古謡」とでもいう事がふさわしいかも知れない。

旋律線の音の動きの中に、中心の音（この部分の核音とみなされる）から上方に4度（テトラ型）（注釈7）下方に2度下がりさらに4度（中心からは5度ペンタ型）（注釈8）の音が多く用いられる。そして、それらへの装飾が比較的少ない点から、前述のように、大胆に推測すると鎌倉・室町以降流行した平家琵琶の平調子の歌われ方を思い浮かべることも全く不可能という訳ではない。他にも

日本の太鼓の打ち方一般に、奇数打ち（単打又は連打が奇数で終わり間が入る打ち方）と偶数打ち（奇数打ちの反対で連打が偶数で終わり間が入る）は異なる情景に用いられるという説がある。（注釈1）

例えば消防隊が現場へ急行する際は奇数打ち鳴らし（三連打と間の繰り返し）が自然で、鎮火した場合は弱い偶数打ちである（又は単打と間の繰り返し）。歌舞伎の冬の雪景色などは弱い連打（乱れ打ちとは異なる）であるが、背景に偶数的な感じが強い。清め或いは清涼感といったものは、基本的に偶数打ちによって醸し出されるものと考えられる。またそれら偶数打ちの中での内面的な力強さがこの場面では求められて今日まで伝わっているのであろう。

3 第二段「棒の舞い」

音楽面は和太鼓1つを用いて「太刀の舞」と基本的に同じように行う。

4 第三段「白鍬」（これ以降楽譜1から17まで参照）

歌詞及び演奏形態・芸態については別節等に詳しく解説されているので参照されたい。

ア 概観

全体的に句の繰り返し（語呂合わせ的に語の一部が音＝オンとして繰り返されることによって連句される）が多い。

そして終始句が2～3回繰り返されて音韻が不規則ながら感じられる。

始まりは歌手のスロースタート感もあるが基本的にゆっくりしたテンポで少し暗い音律により拍節感のない追分様式（注釈2）による古謡の風情で出る。（楽譜1頁a-1からa-5まで）

十一節「はいなびけ」（楽譜2頁4段目）の「な」の所で少し音質が明るく軽やかになり、音律も田舎節（注釈3）の感じが明瞭な状態になる。十二節を通じて開始からの基音＝核音（注釈4）を音階を変えずに半音上昇していく。（前半aから後半bへの大変化移行部分）

十三節「日の本～」から完全な長旋法田舎節になり、二十節「まんざんな～」からより一層明るい歌声になり、動作を伴う耕作労働歌（明瞭な拍節的唄われ方＝八木節様式）（注釈5）の雰囲気が出てくる。

二十三節「あら田～」の所では、核音の転移（注釈6）による変化があり、より一層歌詩の情景とマッチした歌い方となる。（後半部分の後半c）

イ 構造について

詩句の点からどのように白鍬全体の構造を見立てれば良いか、筆者は自信がないが、唄われ方からは、前述のように前半部と後半部（後半部を小さくbとcの二つに分けることも可能であるが音楽を重視してみた場合）の二部構成と考えられる。

A. 前半部 a

第一節から第十節まで 追分様式で最も古い部分と見なせる。

B. 大変化移行部分

第十一節から十二節 ずり上がり現象（後述）拍節的へ変化

C. 後半部の前半 b

第十三節から二十二節 八木節様式

D. 後半 c

になる。

三 各段の解説

1 登山の行列における和太鼓（この場合は弱音は太鼓の背のバチ打ち）

≫ × ！ ！ ≧ × ≧ × ≧ × ！ ！ （記号解説後述）

2 第一段（太刀の舞）

ア 舞の概要

一人の若衆が長老から太刀を受け太子堂を清める奉納舞い（五方固め）を行う。

イ 音源

一つの和太鼓を座ったままバチ打ちして舞う

打ち方記号（大きく腹打ち ≧ さく腹打ち ！ 休み × ）

待ち（次の舞いの動きを待つ） ∞

ウ 音楽的部分の構造

清めの動きに合わせて大きく次の3つの打ち方パターンがある。

A. 中腰の回転を伴わない前進のみの動きの場合

≫ × ！ ！ ≧ × ！ ！ ∞

B. 中腰での体と一体の太刀の回転を伴う動きの場合

≫ × ！ ！ ≧ × ≧ × ！ ！ ≧ × ！ ！ ∞

C. 前進と後進を併せて太刀の振りの大きな動きや太刀の回転を伴う動きの場合

≫ × ≧ × ≧ × ！ ！ ≧ × ！ ！ ∞

「太刀の舞」と「棒の舞い」の3つのパターンと全体的進行順序(1~20)の一覧及び比較(表4-2参照)

太刀の舞では7と14が無い。

棒の舞いでは恐らく単に動きの調整を計る目的で7と14が添加されたのであろう。(或いは棒の舞いにおいて6の後半に動きを鎮めるために少しA型7を使って延長されたとも考えられる)

表4-2 打ち方パターン

打ち方 パターン			
A 型	1, 3, 5, 7,	8, 10, 12, 14,	15, 17, 19,
B 型	2, 4,	9, 11,	16, 18,
C 型	6, (+7)	13, (+14)	20,

いずれにしてもこの第一段と第二段は基本的には同じ目的で舞われるので太鼓の打ち方も同じと考えられる。

エ 観察

舞い手の動き方と太鼓打ちのあうんの呼吸が調和して神聖な清涼感が作り出される。

特に動きが大きく足を踏み出す所では太鼓の腹打ちも大きくなる。太刀の回転が加わるところではやや中間部が不規則的に長くなる。動きが静まるときには、とても弱いバチ打ちが奇数打ちになる。

(注意) 平成4年VTRと平成11年総練習では、打ち方に若干違いが感じられる。

第四章 民俗芸能と音楽

第一節 音楽とその解説

一 音楽調査の概観

平成11年末から12年末まで本山総練習及び周辺の藤森・大須賀を現地調査し、他に相良（蛭が谷）・藤枝（滝沢）の録音データ及びVTRデータによる分析を行った。（袋井市教育委員会に依って用意された数年分のそれらVTR等を含む）

音楽の採譜・分析の際は責任者大槻の他に、作曲研究室院生の瀬尾あかね・望月美穂子両氏にも参加頂き、なるべく複数で音楽データの分析を行うよう務めた。

当初は周辺部の音楽資料から楽譜作成を試みて、それらを立体的に比較分析することから法多山田遊びの客観的な音楽面の個別的要素を解明しようと考えた。

しかしながら聴取調査の第一感として、各地の「田遊び」相互間の音楽的交流を明らかに感じるものはなかなか見出しにくいことが解った。比較交流の適切なデータと成りうるものも非常に量が少ない。結果として出来たことは、本山の田遊び音楽そのものについて、なるべく正確な音楽的記録を作成することと、全七段の各段相互における音楽的関係を解明することに殆ど主眼が注がれることとなった。

二 田遊び七段の全体的音楽分析

現在伝承されている全七段（といっても一・二段は和太鼓のリズムと舞によるもので、語りや朗読や唄といった旋律的音楽要素は三段「しらくわ」から七段「そうとめ」まで）は、各段の個別要素もさることながら、音楽構成の全体的相互関係がとても多く見られる。勿論、用いられている詩句の繰り返しからもそういったことは多いにありうるだろうが、詩句とは完全に連動はしていないものの、段相互の関連性（洋楽的に言うならば、各楽章において関連動機＝モチーフの浸透性が豊かであると言い得る様な・・・）による田遊びの音楽構成が、素朴であるというより以上の芸術的水準を持っているということが明言出来得る。

具体的には「しらくわ」中間部及び後半部の旋律は「鳥追い」の中に頻繁に出現し、「牛ほめ」の中間部拍節的なところは、「そうとめ」の出の部分や、田植え唄の中にあまり目立たないが頻繁に出没する。又「牛ほめ」の出

の部分は後半部の牛ほめ唄と音楽要素的に対をなしているばかりでなく、「祝詞」の朗読部とも基本的に同じスタイルで出来ている。少し敷衍的解釈になるが、「そうとめ」の田植え唄の音楽的要素は「しらくわ」後半部の高潮して唄われる部分の発展形ともみなせる。

こういった関係を図式化してみると表4-1のよう

表4-1 全七段の音楽的構成と流れ

第一段「太刀の舞い」	リズムの暗示（別図参照）		
第二段「棒の舞い」	「太刀の舞い」と同一要素		
第三段「白鍬」	a 朗読（集団）	b	c
a + bc	無拍節	bへ変化が難解	拍節的
音楽的には二部構成	素朴で古いスタイル	少しずつ動く	高揚する
第四段「牛ほめ」	A 朗読（二人）	B（ひいる・・・）	C 朗読
ABC（CはAと対）	無拍節的	和太鼓伴奏	無拍節的
三部構成	交互唱（掛け合い）	拍節的リズム	
第五段「のっとう」	一部構成 全体的に朗読 無拍節		
第六段「鳥追い」	A（無拍節的朗読）	B	C（Bの延長）
A + BC	+白鍬bの拍節的	Aの発展拍節型と「白鍬」b cの拍節	要素）連結型
二部構成		部との連結型	
第七段「そうとめ」	A 出の部分	B（鞆鼓の動くところから	C（神となえ）
A + BC	拍節的		
二部構成	牛ほめBの要素	白鍬cの敷衍変奏に見える	

あとがき

中世の農民が、一年間どのような農作業を行っていたかについては、最近では文献資料からかなり明らかにされるようになってきました。しかしながら、毎年毎年繰り返される日常的な農作業のことは、記録にも残りにくいこともあり、その具体相を知るためには、なお限界があるといわなければなりません。その点で、現在各地に民俗芸能・無形民俗文化財などとして伝えられている「田遊び」などが、一年間の中世農民たちの農作業を復原する有力な手がかりとなっています。

田遊びというのは、場所によって「田楽」と呼ばれたり、「春田打ち」などと呼ばれて、その年の豊作を祈願する予祝の神事芸能です。寺社で行われる修正会の芸能、すなわちオコナイ（一年を予測して正月に演じられる）として演じられ、今日に伝えられています。袋井市内には田遊びを伝承しているムラが二つあって、そのうちの「法多山の田遊び」が、このたび「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」のひとつに選択され、本格的な調査を実施することになりました。調査は二年間にわたって実施され、その結果、これまで想像していたものより以上に、中世の農作業とともに信仰の広がりをも今に伝えていることが判明し、本書にまとめることができました。

調査は、田遊祭保存会や法多地区の皆様のおかげで実施することができました。篤く御礼申し上げます。とりわけ保存会の会長山田広中氏、前会長の村岡嘉男氏をはじめ役員の方々、師匠の山本茂氏、山本博司氏、さらに尊永寺住職大谷純仁氏には、調査や聞き取りなどで多くの時間を割いていただきました。記して感謝申し上げます。以上のような多くの方々の御協力によって、本書をまとめることができました。

本書が「法多山の田遊び」の伝承に、いささかなりともお役に立てれば幸いです。

平成十三年三月三十日

「法多山の田遊び」民俗文化財調査委員会

委員長 本 多 隆 成

平成十三年三月三十日

国記録選択民俗文化財調査報告書

法多山の田遊び

編集 袋井市新屋一丁目一番地の一

袋井市教育委員会

印刷 袋井市方丈三丁目三番地の十一

松本印刷株式会社